

令和 7 年 6 月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和 7 年 6 月18日～19日

場 所 第5委員会室

令和7年6月18日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第4号 都市公園条例の一部を改正する
条例

○議案第11号 工事請負契約の変更について

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について

○その他報告事項

- ・令和6年度の企業立地の状況について
- ・2025大阪・関西万博における九州7県合同催事について
- ・次期指定管理候補者の選定について
- ・県管理河川における洪水浸水想定区域の追加指定について
- ・宮崎港東地区分譲地の分譲・利活用促進に向けた取組について
- ・津波災害警戒区域の指定について
- ・高速道路等の整備状況について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委 員 長	内 田 理 佐
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	日 高 博 之
委 員	福 田 新 一

委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	児 玉 浩 明
商工観光労働部次長	松 浦 好 子
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今 村 俊 久
観光経済交流局長	鬼 塚 保 行
商工政策課長	河 村 直 哉
経営金融支援室長	長谷川 誠
企業振興課長	徳 地 清 孝
先端技術産業推進室長	加 藤 和 樹
雇用労働政策課長	湯 浅 聡
観光推進課長	矢 越 智 郁
スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	牧 浩 一
工業技術センター所長	鍋 島 宏 三
食品開発センター所長	黒 木 俊 幸
県立産業技術専門校長	守 部 丈 博

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
県土整備部次長 (総括)	海 野 由 憲
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	中 原 学
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	迫 節 夫
高速道対策局長	山 浦 弘 志
管理課長	小 藺 真 二
用地対策課長	前 村 敦 子
技術企画課長	植 村 幸 治

工事検査課長	佐藤 祐之
盛土対策課長	前田 秀高
道路建設課長	椎葉 倫男
道路保全課長	大部 蘭一彦
河川課長	中武 透
ダム対策監	山下 修
砂防課長	三橋 剛
港湾課長	那須 紘之
空港・ポート セールス対策監	高澤 俊満
都市計画課長	村岡 昭彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸岡 浩二
建築住宅課長	松田 真二
高速道対策局次長	杉本 達哉

事務局職員出席者

議事課主査	春田 拓志
政策調査課主任主事	岩倉 有希

○内田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 説明に入ります前に、

1点御礼申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、先月、県南・県北それぞれ常任委員会の視察を行っていただき、私どもの関係機関等も見ていただいて、いろいろ御助言等もいただいたということで、本当にありがとうございます。

また、西都原ガイダンスセンターこのはな館を視察いただいたときに、ちょうど同センターをモニターツアーで訪れていた台湾の旅行会社であるジャイアントアドベンチャーの会長をはじめ、ツアー参加者の皆さんを温かくお出迎えいただきまして、誠にありがとうございました。

特に、丸山委員におかれましては、日台友好議員連盟の会長という立場から歓迎の御挨拶もいただいたということで、ツアーに参加された方も大変喜んでおられたということでございます。ありがとうございます。

また、台湾の関係でいくと、6月27～29日にかけては、台湾の台中市の高級日本食スーパー裕毛屋において、知事によるトップセールスの下、県産品150アイテム以上を販売する宮崎フェアを開催することとなっております。

今後とも、物産・観光プロモーション等を通じて台湾とのネットワークを強化し、販路開拓を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会で御審議いただきます商工観光労働部所管の議案等について、概要を御説明いたします。

お手元の資料2ページに目次が書いてございますので、そちらを御覧ください。

まず、1の予算議案でございますけれども、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」については、木崎浜海岸のサーフィン環境の整備や、侍ジャパン秋季キャンプの受入れ体制の整備などを目的に予算を計上す

るものでございます。

次に、2の報告事項でございますが、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について報告させていただきます。

最後に、3、その他報告事項としまして、令和6年度の企業立地の状況について、ほか2件について御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行になりますが、左から3列目の欄にありますとおり8,000万円の増額となります。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行ですけれども、左から3列目の欄にありますとおり、先ほどの8,000万円が増額となりまして、その隣の補正前の額488億1,536万1,000円に、今回の補正額を足した補正後の額は488億9,536万1,000円となります。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当局長及び担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○渡邊スポーツランド推進課長 スポーツランド推進課の補正予算について御説明いたします。

資料4ページをお開きください。

当課の補正予算額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計で8,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にあります7億8,989万6,000円となります。

補正の内容については、5ページを御覧ください。

(事項) スポーツランドみやざき推進事業費の説明及び事業名欄の1、新規事業「木崎浜海

岸サーフィン環境整備事業」5,800万円及び2、「大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業」2,200万円であります。

事業の詳細につきまして御説明いたします。

6ページを御覧ください。

新規事業「木崎浜海岸サーフィン環境整備事業」であります。予算は5,800万円で、財源には国の交付金を活用しております。

まず、事業の目的ですが、多くのサーファーが訪れます木崎浜へのアクセス道路を整備するとともに、大規模大会合宿時に備えた駐車場を整備するものであります。

次に、事業の概要ですが、(1)事業内容の①にありますとおり、令和7年度にはアクセス道路である加江田川沿道と清武川沿道の2線の河川堤防の耐震設計を行うこととしております。

また、②にありますとおり、木崎浜サーフィンセンターの駐車場整備につきましても、令和7年度に設計を行うこととしております。

(3)成果指標であります。当該事業によりサーフィンの聖地みやざきのブランド力の向上を図り、ワールドサーフィンゲームスなどの国際大会の誘致を行うこととしております。

(4)にありますとおり、今後のスケジュールですが、拡幅工事と舗装工事によるアクセス道路の整備につきましては、令和8年度に加江田川沿道を、令和9年度に清武川沿道を行うこととしております。

また、砂の除去、舗装工事などの駐車場整備につきましては、令和8年度に行うこととしております。

続いて、7ページを御覧ください。

「大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業」であります。予算は2,200万円で、財源は全額、宮崎再生基金となります。

この事業に関しましては、来年2月の侍ジャ

パン宮崎合宿の誘致を想定して、当初予算におきまして、受入れにかかる費用を計上していたところですが、このたび、11月にも宮崎市におきまして、強化合宿が実施されることになったことや、合宿等の誘致に向けたトップセールスを行う必要があることから、補正予算を計上するものであります。

補正予算の内容につきましては、(1)事業内容の②のアンダーラインで示している部分でございまして、キャンプ受入経費1,500万円及びトップセールスに要する経費700万円の合計2,200万円について、国内外代表合宿受入実行委員会等へ負担することとしております。

○内田委員長 議案についての説明が終了いたしました。

ここで、傍聴希望がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時8分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会、1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、休憩前に続きまして、議案についての質疑に移ります。

○丸山委員 木崎浜について、設計をされるということですが、令和8～9年度で、全体事業費がどれくらいになるのかということと、駐車場を整備するということですが、駐車場は何台

ぐらい増えることになるのか教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 アクセス道路につきましては、2線で大体1億円ぐらいではなかろうかと、積算しております。

また、駐車場整備費用につきましては、1億円ほどになるのではないかと考えております。

あと、駐車場の台数ですけれども、※300台ほど増やすことができると考えているところです。

○丸山委員 駐車場の台数が300台ということですが、サーフィンの大会をしたときには、恐らく、近くの運動公園側とも連携したり、いろいろやっていると思うんですが、300台という根拠として、スペースがそれしかないということでもいいのかというのを教えてください。

また、大会では300台だと全然足りないと思っていますので、今後どうされるのかも教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 前回のワールドサーフィンゲームスでは、9日間で8万8,000人というかなりの人数が来られました。それを考えますと、300台を追加したとしても、難しい状況ではあると考えます。

ですので、交通対策も含めまして、恐らくシャトルバスを運用したり、臨時の駐車場を確保したりといった対応が今後必要になってくると思っています。

○岩切委員 何点か確認させてください。

まず、駐車場の件ですが、加江田川サイドのほうから入っていくと、多くの車が、段差を乗り越えて松林のほうに車を突っ込んでいる状態で駐車されているのですが、あれを解消するというイメージでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これから設計を行うことになりますので、そのあたりも含めまして、協議をしながら進めていきたいと考え

※10 ページに訂正発言あり

ております。

○岩切委員 商工観光労働部のほうでは、中身を細かくは組み立てていなくて、駐車場があったほうがいいな、道路が広いほうがいいなというレベルだと理解すればいいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回整備するに当たりまして、具体的に言いますと、県土整備部や宮崎市といったところと協議しながら進めてきたところでございます。

○岩切委員 駐車場に1億円、300台、1,800万円の設計費というところまで出ていて、段差解消があるのかないのかは、分からないということですね。

○渡邊スポーツランド推進課長 そのあたりにつきましては、きちんと整理しながら対応していきたいと考えております。

○岩切委員 現場を見に行くと、無理をされているんだろうなという感じの停め方なので、可能なら、海岸の手前のほうから奥に向けて、駐車に不便な状況は解消したほうがいいだろうと思って確認いたしました。

奥のほうにサーフィンセンターの建物がありますが、あの周辺だけ整備するのではなくて、手前から全体的に整備するという理解でよろしいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 大体600メートルの広さを整備したいと考えております。

○岩切委員 奥行きが取れるわけではないので、多分1台ずつ長く止めるんだろうなというイメージですが、そういうことだろうと思います。

あと、本会議でも確認させてもらいましたが、加江田川サイドには樋門が途中にあります。この改良等を含めて1億円程度という理解でよろしいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 そのとおりでございます。

○岩切委員 これは、国からも支援をいただけるようですけれども、額が相当に必要なだった場合は、国のほうから、それは支援ができませんよというような上限があるのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今、整備計画、全体計画を出しておりまして、その中でこの額の交付金がついているところです。

今後、それを超えるような場合には、協議をさせていただきたいと考えているところです。

○岩切委員 この事業で概算されている費用を大幅に超えるようであれば、費用の支援が受けられないので考え直すという理解でいいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これを考え直すということは、恐らくないとは思いますが、額を確保しながら対応していきたいと考えております。

○岩切委員 概算として道路に1億円、駐車場に1億円という話がありましたが、例えば樋門の改良等を含めて4億円かかりますとなっても、確保するんだという発言なののでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 額にはよると思いますけれども、できるだけ確保するような検討、協議をさせていただきたいと思っております。

○岩切委員 私は、工事の内容が簡単ではないような気がしています。今のところ、そのあたりについて、詳細は語りにくいという状況のようですが、いずれにしても、設計段階で見積費用が出た場合には、しっかり報告をいただいて、国からもその額が十分に支援を受けられるという確認をしながら、前に進んでいただかないと、県費持ち出しだけが伸びていくという状況になるのは、よろしくないと思っています。

議場でも提案させていただいたように、県土整備部のほうの管轄の公園内道路の活用などで、安く上がるのではないかという思いがあります。

そのことは、県土整備部とは検討しましたということでしたが、なお一層、かかる費用、支援いただける費用等を見極めて、判断すべきときには、判断してほしいと思っております。

さらに続けてよろしいですか。

○内田委員長 どうぞ。

○岩切委員 青島をサーフィンの三大聖地にしていきたいということで、ムラサキスポーツなども、青島のほうに入っていると思います。青島の利用と木崎浜の利用について、県としてはどのような位置づけをしていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 ムラサキスポーツは青島でサーフボードのレンタルサービスも行っていますが、具体的に言いますと、韓国のサーファーの利用も増えていると聞いておりますので、インバウンド対策としましても、今後推進できるのではないかと考えております。

○岩切委員 青島と木崎浜は、特に分けて考えないというように理解すればよろしいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 サーフィンの聖地ということで、木崎浜の知名度が上がることによって、青島全体の観光にもつながるものと考えているところです。

○岩切委員 三大聖地ということで、藤沢市とかは海岸全体を一個一個分けるのではなくて、トータル的に提起して売り出していらっしゃるようですが、宮崎県は青島と木崎浜で分けて考えず、あのエリア全体を青島のサーフスポットとして売っていくのか、木崎浜という名前を売っていくのか、その辺をしっかりと確認させてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回、木崎浜を整備させていただきますが、先ほど申し上げましたけれども、この木崎浜の知名度向上によって、青島全体の活性化にもつながるのではな

いかと考えているところです。

○岩切委員 少し理解しにくいのですが、木崎浜の名前を売れば、日本のサーフィンを楽しむ方々は、青島をイメージされると理解すればよろしいでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 そのように、青島全体での活性化につながるのではないかと考えております。

○岩切委員 ムラサキスポーツでサーフボードをレンタルしてトロピカルロードを歩くなり自転車で移動して、木崎浜でサーフィンをされている方が多いようです。そういうことからすると、あのエリアは青島サーフスポットだという理解で、評判を得ていらっしゃるようですけれども、今の課長の御説明ですと、木崎浜という名前を売りたいのだと聞こえたものですから、どのように戦略を練っていらっしゃるのかが、私には分らなかったところです。

観光資源として売り出すなら、一定程度コンセプトがはっきりしたほうがいいと思います。工事費の問題よりも、どうやってこのエリアを売っていこうとしていらっしゃるのか、売っていく場合に、何が不足しているのかというのが、あまり伝わってきません。すぐそばにある運動公園には、何十年前に県の費用が投入されてきれいな庭園を造っていますが、また道も造るとおっしゃるので、全体的な青島エリアを売っていくというコンセプトの中で、道路整備や駐車場整備というのが、うまく伝わってこないということで、いかがなものかと私は思っているということを再三申し上げております。

その辺りがぜひうまく伝わるように、この整備をさらに検討いただく間に、組み立てていただければありがたいと存じます。

○日高委員 おそらく、答弁が少しおかしいと思いますよ。

木崎浜という1つのサーフィンスポット自体が、ワールドサーフィンゲームスで世界に名が売れているサーフスポットですよね。

だから、また大きい大会を開くために、いわゆるインフラの整備がしっかりになっていないから、今回こういう形で整備を行うということですね。そういう説明をしないといけないと思っています。

青島は、波がないからサーフィンができるわけじゃないじゃないですか。全体的な中の木崎浜のサーフスポットだけれども、この事業についての説明の仕方は、青島が云々というのは、広くてぼやけたところであって、木崎浜という世界でも注目されているポイントだという説明を何でしないのかなと思って不思議でした。岩切委員だったら、聞いて疑問に思います。そういうすみ分けについてしっかりと説明をしてください。この中では知っている人はいませんよ。

○鬼塚観光経済交流局長 説明が足りず申し訳ございません。

日高委員がおっしゃるとおり、木崎浜の名前は全国的に知れ渡っております。この事業については、木崎浜を活用していただきたいということで、事業を進めてまいります。

岩切委員がおっしゃったように、点じゃなくて、面で考えないといけないということは十分承知しておりますので、青島全体の観光、そして、その中で木崎浜の事業に今回取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○日高委員 木崎浜の名を売るのは必要だと思いますが、予算がかかるだろうと思います——宮崎市も一緒に道路を造りたいって言っていたわけですから。この中でサーフィンをしている人はいないから、必要な事業だということを、堂々と言わないと。

○脇谷委員 確認ですけれども、加江田川沿いの道路というのはとても希望していたところですが、国道220号から加江田川沿いのアクセス道路につきましては、入口がとても狭くて、その後も離合できないぐらいの細い道路でした。拡幅して離合できるような大きな入り口になるのか、それとも一方通行にして清武川側に帰ってくるものを造っていくのか教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 ※拡幅を行いまして、路肩を含め5メートルほどの道路にしたいと考えておりまして、これで離合ができるような状況になると思っております。

○脇谷委員 国道220号からの入り口は結構混むと思いますが、どのようになるのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 入口部分につきましても、できるだけ広くというか、離合できるような形で確保したいと考えております。

○坂本委員 この事業の目的と成果指標の整合性について伺います。

先ほどの駐車場の御答弁を伺っていますと、実際大規模な大会が行われたときには、そこでは賄えないという見込みがあるとのことでした。

今回の環境整備の成果指標では、国際大会の誘致も含まれているわけですが、大きな大会の誘致には、あまり直結しないと理解していいのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これにつきましては、競技団体であるサーフィン連盟のほうから、今後誘致を進めていく上で、どうしても駐車場や道路の問題があるため、できるだけ着手をお願いしたいということも出ております。

ですので、これを行うことによって、他県との誘致競争に優位に立つことができるのではないかと考えているところです。

○坂本委員 印象としてですが、ここであつ

※9ページに訂正発言あり

ている目的で、安全性とかもちろんあると思いますが、どちらかというと、会場としての見栄えといいますか、アクセス道路も含めて、そういった意味の環境整備という意味合いがあると理解していいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 実際の大会の状況を見ますと、狭い道路の中で、縦列して駐車するような状況が出ております。

ですので、そういった状況から安全性の確保も必要ですし、あと、大会を開くにあたってスムーズな運営ができるように、整備のほうを行いたいと考えているところです。

○坂本委員 利用者数の見込みとして、令和9年度に約5万人の増を見越しておられるということですが、見方を変えて——当たり前ですが、この場所は一番海に近いところで、南海トラフ防災の観点からいったときに、この誘客で人が集まってくるなかで、津波警報、津波注意報が出たときの避難場所はどのように確保、担保されているのか教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 避難誘導に関しましては、当然ここにありますサーフィンセンターのほうから、地震、津波警報をスピーカーで流すこととしておりまして、誘導のための看板も設置しております。

実際、避難する際には、松林を抜けて総合運動公園にある高台に避難することになりますけれども、松林を通る際の道につきましても、草刈りなどを行いながら、できるだけ確保するように、所管部局と協議していきたいと考えているところです。

○坂本委員 おっしゃったように、一番近い避難所というのは、総合運動公園の中の高台だと思いますが、Googleマップで検索すると、ずっと道路沿いに歩いていくと、総合運動公園の避難所まで36分ないし27分とかいう時間がか

かります。

御説明にありましたように、松林の道がないところを通すと理解していいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今も道を確保しております。草が茂ったりすることもありますので、その草刈りをしながら、道幅を確保したいと考えております。

○坂本委員 既にそうだけれども、南海トラフ地震というのが皆さんの意識の中にあって、その上で誘客していく上では、津波対策が取られているということが大事だと思います。

例えば、高知県のサーフィンスポットを見ますと、近いところに津波避難タワーが用意されていますということが、ホームページでうたってあったりしています。そういったPRというか、広報が必要かなと思います。

申し上げたように、サーフィンで利用されている方に対してもそうですし、避難路についてはしっかり明示していくということが大事ではないかと思いました。

○岩切委員 先ほど、国道220号線からの入口を広めたいという課長からの説明がありましたけれども、本会議での質問に向けてお話を聞いたところ、この正蓮寺排水機場周辺は十分な広さであると認識しているとおっしゃいました。

これは非公式の説明ですから、今の発言と変わっても構いませんが、道路の中心地にある小さい樋門と違って、正蓮寺排水機場には相当高度な樋門があります。そういった意味では、これを広げるとおっしゃるならば、到底1億円ではできないということがすぐ分かってしまいます。

アクセス的には、国道220号線からの入口は極端にカーブがきついので、不安はありますけれども、広さは十分にあるというお話でした。

どちらが課として正しいのかを確認させてく

ださい。

○渡邊スポーツランド推進課長 申し訳ございません。私の認識違いだったかもしれませんがけれども、十分に広い部分については手をつけな
いことになると思います。

○岩切委員 脇谷委員からの確認は、特に正蓮寺排水機場周辺の鋭いカーブがある部分は狭いので、これは改善するんですかということで、改善されるという答弁でしたが、それは間違いだったということでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 そのとおりです。申し訳ありませんでした。

○日高委員 道路とか駐車場については、私にとっては、ある程度整備されておけばいいと思っています。特にこの整備についてやる分には、別に問題ないと思います。

昨年、WQ S 3000という大会がありました。アジアとかでツアーもあるような世界ツアーになります。2会場でやったというのは、宮崎県が初か久しぶりでした。小倉ヶ浜と木崎浜は、アジア圏で考えれば、かなり有名なサーフスポットになっています。

そのあたりについては、整備もさることながら、私にとってはWQ S 3000、ワールドゲームのトップ選手が来る大会をこの整備によって——例えば、相手方にこういった整備をしますと言って、なるほどここまでしてくれるのかとなれば、結構そういう大会が誘致しやすい。

多分、今年も来年もタイミングで行けば宮崎で開催できるタイミングにある大事なときなので、しっかりとお願いしたい。令和9年度に26万4,000人というけれども、大会をどんどん呼んでくるのが重要だと思っています。

○児玉商工観光労働部長 様々な御意見、また、ここを整備することで、今後、我が県として、青島も木崎浜もですけれども、サーフィンの聖

地みやざきということでのブランド力を向上させたいと思います。将来的な話を申し上げますと、2028年にロサンゼルスオリンピックが開催される予定でございます。

大体サーフィンの場合は、同じ年に予選を兼ねたワールドサーフィンゲームスが開かれることになっています。

駐車場や離合する環境を改善することは、サーフィン連盟のほうから、ワールドサーフィンゲームスクラスのを次も誘致しようとするれば——今は駐車場で使ってますけれども、前回大会をやったときには、そこにやぐらを建てて、スタッフがいろいろな作業をする場所とかもありました。大会のときに、そこをそのまま駐車場整備するのではなく、課長が申し上げたように、観客については、シャトルバス等での交通対策で円滑な御来場を促して、役員やスタッフ、選手の皆さんがうまく活用できるようにというところの意味も含めて、駐車場を整備する。

サーフィン連盟から、ワールドサーフィンゲームスを誘致するのであれば、それぐらいのものがなきゃいけないのかねがね御要望いただいておりますので、今回の整備計画については、先を見通して、そういったワールドサーフィンゲームスクラスのものを持てきたいということで考えております。

ただ、委員の皆様から御指摘いただいたような安全対策も併せて大事であります。今回ハードの部分について議案の御審議をいただいておりますけれども、ソフト対策も大事であると考えております。

この事業を検討するに当たって、私も実際、現場に行きました。本当に離合がなかなか大変なところがございまして、それこそ地震、津波警報等があったときに非常に心配だなと思った

ところであります。そこを離合できるように改善するということで、今回予算を計上させていただいております。

サーフィンだけではなくて、海岸でゆったりとした時間を過ごされているお客様もいらっしゃるものですから、そういった方たちにも利用してもらえればと思っています。

ただ、木崎浜について整備するに当たっては、当然、安全対策も大事ですので、地震、津波等に備えたソフト対策についてもしっかり取組をしたいと考えております。

○渡邊スポーツランド推進課長 先ほど丸山委員から、何台ぐらい駐車できるのかという御質問をいただきました。300台と申し上げましたが、資料6ページでは200～250台となっております。

○山口副委員長 丁寧に説明をいただきたいんですけれども、この事業については国の予算を使っているじゃないですか。私の理解だと、観光対策とかではなくて、基本的に安全対策的なものを中心とした事業の予算として、お金をうまく活用されているんじゃないかと、勝手に理解をしていましたが、そのあたりは間違いないですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 そのとおり、安全対策を中心ということで行いたいと考えております。

○山口副委員長 基本的にまずこの事業は確かに最終的にはサーフィンのためにはなるけれども、加江田川とか含めた河川の安全対策をまず大前提として実施をすると、その上で活用されているサーフィンにも、よりうまくできるような形になるといった、根本のところをもう少し説明していただかないといけないと思います。

サーフィンをメインとしてやっていくとなると、入口が狭いとか、いろいろ御意見もありま

したが、安全対策はまた別の話だから、また別の投資として今後考えないといけないということの理解まで、聞いていると追いつかないところがあると思います。今後の説明において、どういう基金を活用しながらやっているというところも含めて、教えていただけるといいと思います。

質問として、道路が出来上がった後は、県ではなくて市が管理者になります、そのあたりの今後の運営についても教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 整備した後にしましては、宮崎市のほうで市道認定を行いまして、宮崎市で管理を行っていただくことになります。

○福田委員 駐車場の台数もですが、縦列駐車とおっしゃいましたけれども、そうなるのですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 現在の駐車場のスペースにつきましては、きちんと整備されたところがないものですから、大会等が開催されるときには、道路に縦列して車を止めているような状況が見られます。

○福田委員 今回の整備事業というのは、対象は縦列ですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 整備をした後には、そういった状況が解消されると考えております。

○日高委員 取りあえず委員会の最初ですから、根本的な6月補正予算についての考え方を示していただけますか。

○児玉商工観光労働部長 基本的には、6月補正をお願いするというの、国の交付金等の採択を受けて、この時期にやむを得ずになったというようなものについて、今回は上げさせていただいております。

○日高委員 当初予算の後の漏れた部分とかそ

ういったことで、当然そういう答えになると思いますが、結局、次の9月補正予算に向けては、相当期待をしてもいいでしょうか。その確認だけしたいと思います。

○児玉商工観光労働部長 現在のいろんな状況を踏まえまして、国においても、様々な予算等の検討もされておられる中で、県といたしましては、財源が限られている本県であればこそ、しっかり国の交付金や補助などをうまく取り込んで、その状況に応じてしっかり事業を組み立てて、その際には、議会のほうに御審議いただければと考えております。

○日高委員 それを踏まえて、今回キャンプの受入れがあります。ライドシェア導入とありますが、宮崎市がしたのか、県がしたのか、今年の宮崎キャンプで実施したと思います。実績として、どのくらい使われたのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 タクシー協会のほうで、採算が取れるかどうかの検証も含めて、試行的に取組を行ったと聞いていますが、実績としては、数台程度の活用だったと聞いております。

○日高委員 結構使われたかなと思ったけれども、数台程度ということで、今回の事業でやりますが、予算をつけても、予算が執行されなければ、これは問題かなと思います。

タクシー協会と、次に向かって新しい策でも考えているのかということと、このくらい使われるという見込みがあつての294万円の予算だと思うので、そのあたりについての説明をもらいたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 ライドシェアの事業につきましては、当初予算でお願いした部分でございますけれども、実際に来られる選手などを見ながら、必要な台数と考えられるものを、タクシー業者と協議させていただきたい

と思っております。

○日高委員 有名な選手が来れば、すごく使われるという意味の「来られる選手」という意味ですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 言葉足らずで申し訳ありません。

そのとおりで、来られる選手によって、観客数もかなり変わってくると思いますので、必要な台数を確保したいと考えております。

○日高委員 分かりました。そこはしっかりやってもらいたいと思います。

観客数について、令和4年度のWBCのキャンプのときは18万人だけれども、令和7年度は倍。どこかで聞いたか、夢に出てきたか分かりませんが、倍というのは、日数が長いのか、規模なのか、宿泊とかにどう関連していくのかというところをお聞きしたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 人数につきましては、まず3月に来られる侍ジャパンにプラスして、今回11月にも来られますので、2回分の侍ジャパンの合宿を考えまして、この人数となっているところです。

○日高委員 2回来るけれども、秋は有名な選手は大体来ないと思います。シーズンが終わったら調整に来るわけです。昨年、一昨年、WBCキャンプが清武に来たと思いますが、そう入ってなかったと思います。

やはり直前です。それなりの選手が調整してくるときに、こうなれば出てくるけれども、秋と直前のスプリングキャンプを考えて、同じ人数というのは、少し読みがどうなのかと思うんですけれども、どうですか、観光経済交流局長。

○鬼塚観光経済交流局長 野球にお詳しいということで、そういう部分もあるかと思いますが、私としては、期待を込めた数字ということで、成果指標としてこの数値を使わせてい

ただいております。

○日高委員 局長も野球に詳しいからだと思えますけれども、そういった期待も込めた数字だということで、実質数字を上げればいいんです。

例えば、合計特殊出生率1.8以上と言っても結局は達成できないわけです。

そんなことで、簡単に数字を上げてもらっても、実際に20万人ぐらいになってくると、一体何だったんだという話にもなります。期待を込めるのは——目標が高いのはいいことですが、行政が数字を上げることは、民間と意味合いがどうなのかなという気が最近しています。

そのあたりは、精神面で頑張るのではなくて、戦略を持ってやるのが重要かと感じますがいかがでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長 おっしゃるとおり、戦略は非常に重要で、必要不可欠だと思っております。

先ほど期待と申し上げましたが、成果指標としましては、こういった環境整備に取り組むということを通して、その下で書いてあるキャンプ受入の実績やノウハウを生かして、キャンプ受入数の増加にも、成果指標として上げさせていただくところでございます。もちろん戦略を持って、この事業だけでなく、それ以外の観光推進や誘客につながる事業にも一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○山口副委員長 ライドシェアについてですが、この補正予算で、結局何台分になるのかということと、キャンプ期間ごとに、こういう予算を組まないといけないのか、それとも、1回こうやって組めば、次からはわざわざ毎回上げなくても、台数を増やすときだけでいいのか、そのあたりを整理のために教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 ライドシェアに関する部分につきましては、補正は組んでい

ないところですが、これにつきましては、予算としましては、一般ドライバーの研修費や必要な資機材費といったものを考えています。

こういったものを行うことによって、次に使えるようなものになると考えますので、毎回上げる予定はしていないところです。

○山口副委員長 関連して伺いたいのですが、ライドシェア以外に、タクシーのアプリがあります。社名を出していいのかわからないですが、配車アプリです。そういうものは合宿時とかはあまりやらないものですか。都会から来る方のほとんどがそれを使われているとよく耳にします。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回の場合は考えていないところですが、ライドシェアにつきましても、起点を宮崎駅、終点を総合運動公園というような形で、起点と終点を定額料金で走らせるような、いわゆるシャトルバスをタクシーで行うようなイメージで考えているところです。

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○河村商工政策課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

昨年度の定例会で御承認いただいた繰越明許費につきまして、繰越額が確定したことから御報告をするものでございます。

表を御覧いただければと思いますが、商工観光労働部の一般会計における繰越明許費につきましては、「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」2億4,233万円のほか10事業となっておりまして、商工観光労働部として計11事業の13億

517万2,000円となっております。

繰越しの理由といたしましては、2月補正で措置した事業について、事業実施期間を確保するために行うもののほか、事業主体において事業が繰越しとなることなどによるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

特別会計における繰越事業について御説明いたします。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の「県営えびの高原スポーツレクリエーション施設整備事業」につきましては、えびの高原アイススケート場の製氷車収納庫兼倉庫を新設するものでございますが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越したものでございます。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明を終了した後をお願いいたします。

○今村企業立地推進局長 委員会資料10ページを御覧ください。

令和6年度の企業立地の状況について御報告します。

まず、1の実績であります。令和6年度の県の企業立地件数は、前年度からマイナス5件の18件となりました。

次に、2の業種ごとの立地件数、雇用者数の推移につきましては、過去5年間の件数、それから、雇用予定者数を業種ごとに表にまとめております。

なお、令和6年度は一番右の列でございます

が、件数は18件と少なかったのですが、最終雇用予定者数につきましては、1,146人と例年並となっているところであります。

次に、3の令和6年度の企業立地の状況と主な特徴であります。

(1) 前年度を下回る結果となってしまった主な要因でございます。

1点目としましては、令和5年度中に企業立地補助金制度の見直しを行いまして、毎年、それまで5～8件程度、確実に立地のございましたコールセンターを、県への一定の集積が進んだということもありまして、県の誘致対象業種から除外をしたこと。

2点目としましては、県の立地認定を受けるために必要な新規雇用予定者の人数、それから、給与水準を引き上げたことが直接の要因ではないかと考えております。

加えて、現在、本県におきましては、企業に紹介できる産業用の用地、それから、物件が不足していることも、立地件数が伸び悩んでいる構造的な要因ではないかと考えております。

一方で、(2)にありますように、大規模立地案件が1件あったほか、半導体、フードビジネス関連産業等の重点産業分野の立地は14件あったところでございます。

(3) になりますが、地域別で見ますと、9つの市、町で立地認定を行いました。

最後に、次の11ページになりますが、令和6年度の立地企業の一覧表を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢越観光推進課長 資料12ページを御覧ください。

2025大阪・関西万博における九州7県合同催事について御説明いたします。

1の出展概要についてであります。

まず、(1) 催事日程としましては、令和

7年9月3日～9月5日の3日間となります。

次に、(2)場所につきましては、万博会場内にある催事場、EXPOメッセ「WASSSE」Northとなります。

次に、(3)催事の全体コンセプトにつきましては、「九州の宝を世界へ—Treasure Island KYUSYU—」として、九州7県それぞれが観光・物産・食などの地域資源をPRいたします。

最後に、(4)来場者想定につきましては、3日間で延べ約3万4,200名を目標来場者数としておりまして、うちインバウンドは4,104名を想定しております。

なお、下のイメージ図のとおり、催事会場では、九州7県の各ブースのほか、7県オリジナル動画の放映や、共通の観光案内所が設置される共通観光PRブース、それから、各県からの御当地メニューを1つの弁当にし、九州宝弁当として販売する共通食PRブース、ステージイベントとして、神楽や著名人によるPR、みやぎ犬のダンスなどを披露する共通イベントスペースが設けられます。

続きまして、資料13ページを御覧ください。

2の宮崎県ブースについてであります。

まず、(1)内容についてですが、ブース内に神話・自然・森林、観光・スポーツ、食・焼酎の3つのエリアを設け、テーマごとに本県の魅力を紹介いたします。

次に、(2)各エリアごとの主な実施内容につきましては、現在調整中の部分もございますが、①神話・自然・森林エリアでは、神話の世界観を表現した装飾、神楽のVR体験、神楽衣装の着つけ体験を、②観光・スポーツエリアでは、PR動画の放映や観光VR体験、ユニフォームやグッズの展示、国スポ・障スポのPRを、③食・焼酎エリアでは、宮崎牛や地鶏の振

る舞い、蔵元による本格焼酎の試飲・販売、県産品の販売を予定しているところでございます。

○渡邊スポーツランド推進課長 資料14ページを御覧ください。

宮崎県屋外型トレーニングセンターの次期指定管理候補者の選定についてであります。

指定管理の期間が今年度末までとなっておりますので、令和8年度以降の新たな指定管理者の募集を7月以降開始するものであります。

1の現在の管理運営状況についてであります。

②に記載のとおり、本施設は「スポーツランドみやぎ」のさらなる推進に向け、トッパスリートの合宿拠点や県内アスリートの競技力向上等を目的として設置されたものです。

現在の指定管理者は、③に記載のとおり、株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアドの共同事業体であるシーホース宮崎となっております。

(2)施設利用状況については、施設運用開始後2年間の実績となります。令和5年度から令和6年度にかけて、利用人数は減少しておりますが、施設利用時間合計が伸びたことから、利用料金収入は増加しております。

(3)施設収支状況ですが、令和5年度、令和6年度ともに見込み以上の利用料金収入となった一方で、施設の維持管理費等が想定を上回り、2か年度ともに赤字決算となっております。資料15ページをお願いします。

(4)利便性やサービス向上、利用者増に向けた取組としては、国内でもトップクラスの施設環境整備により、年間を通してプロや代表チームの合宿を受け入れているほか、トラックについては、個人利用を認めるなど、幅広い施設利用に向けた運用も行っております。

これらの状況を踏まえて、(5)評価ですが、高い水準での施設の維持管理により、ラグビー

日本代表をはじめ、多くのプロ・アマチームの合宿拠点となり、「スポーツランドみやぎ」の推進に大きく貢献する一方で、施設維持管理費用が管理者の想定を上回ったことから、赤字決算となったものと捉えております。

次に、2の次期募集方針についてであります。

1の業務の範囲については、今期の指定管理期間と同様、①施設の利用に関する業務、②施設の維持及び保全に関する業務、③その他管理運営に必要な業務であります。

(2) 指定期間につきましては、県が作成する指定管理者制度の運用に関するガイドラインの原則に準じまして、令和8年4月1日～令和13年3月末日の5年間としております。

(3) 基準価格につきましては、年額5,266万3,000円となり、今期と比較し13万7,000円の減となっておりますが、これは、(4) 利用料金収入見込額が大きく増加したことが大きな要因であり、支出見込額としては、人件費や施設管理維持費を見直し、前回より多く見込んでいるところでございます。

(5) 募集概要につきましては、7月7日～9月8日のおよそ2か月間、県広報やホームページによる広報のほか、県内外のスポーツ施設運営実績のある企業への案内など、広く公募を募りたいと考えております。

資料16ページを御覧ください。

(6) 選定であります、①の審査の流れに沿いまして、書類審査後、②の外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会での審査、③の庁内の委員で構成する指定管理候補者選定会議と段階を経ながら、(7)の選定基準及び17ページに記載しております(8)の審査項目・配点に基づき、慎重に選定してまいります。

これら一連の手続を経まして、11月議会定例議会におきましては、審査状況等を御報告させ

ていただくとともに、令和8年度から、5か年間の指定管理者の指定につきまして、議案として提出させていただきたいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○山口副委員長 屋外トレーニングセンターの指定管理についてお伺いします。

基準価格を安く、ほぼ据え置きという形になってくると、また来期も赤字が続く可能性が想定されますが、ここはもう見込んでくれよといったらあれですが、そういう考え方でいくものなのでしょうか。今回初めていろいろやってみて、想定以上に維持管理費がかかることが分かったのであれば、その水準を維持していくために必要なコストとして一定程度見込んでいくということはあるのかなという気もしますが、そのあたりについて、考え方を教えてもらえますか。

○渡邊スポーツランド推進課長 基準価格につきましては、まず県のほうが、考えられる人員数や単価などを積算して、どれぐらいの事業費がかかるかを考えます。それから3年間の見込み——利用料金収入の見込額を差し引いた金額を基準価格としているところです。

今回、見込みとする利用料金収入額が大きくなったことによって、結果としてこの金額となりましたけれども、前回の指定管理と異なりますのは、期間が3年間から5年間になるということで、リース料の削減であったり、ノウハウの蓄積であったり、人員の確保であったり、こういったことから企業努力もお願いしながら、このような価格で算定しているところでございます。

○山口副委員長 施設の維持管理費が想定よりも高くなってきたという事業者側から報告があ

った中で、それについては、県側としては前回と同じような仕様でやればいいというか、積算上、見込みとしてそこを上げたわけではないという考えなのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 適正と考えられる内容で積算しておりまして、あとは企業努力なりでお願いできないかと考えているところですが、先ほど申し上げましたように、期間が延びることによって圧縮できる部分もあるのではないかと考えているところです。

○山口副委員長 例えば、施設という芝とかの管理において、もともと最初に見込んでいたものとして、いろいろきれいにする大きな作業がメンテナンスとして年2回としていました。けれども、実際に運営してみると、トップアスリートの方々のクオリティを求めていくためには、年3回とか4回しっかりやらないといけませんでしたというのが仮に報告として上がってくるのであれば、やっぱりそこは企業努力云々とかではなくて、クオリティを維持するために必要な仕様として見込むべきだと私は感じるところであります。

そのあたりはしっかり報告を受けて、必要な回数などについては、きっちり上げているという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 おっしゃるとおりでございまして、必要な部分については今回増額をさせていただいております。その他の圧縮できる部分については圧縮というような形で、結果的にこういったものになっております。

○日高委員 ハイブリッド芝は導入しています。これについて、実質初めての導入だったものですから、いろいろな管理とかにどれぐらい経費がかかるのかというのは手探りのような状況だったのではないのでしょうか。相当手間がかかるということも、株式会社馬原造園建設から聞き

ましたが、この赤字というのは見込みからの赤字だから、このあたりは状況を見たら修正というのが出てくる必要があるのかな。今回、指定管理者の応募をして、この想定しているこの大体の予算で契約ということを考えているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 実際どこが取られるかは分からないところではありますが、現在の指定管理者にはある程度、この内容で管理できるかどうかというような話は聞いているところでございます。

○日高委員 聞いているところだと、ハイブリッド芝の維持は誰でもできるわけではなく、研修とかを受けないといけないということを聞いたんです。新しいところが入ってきて、ハイブリッド芝の管理を新たにできるものなのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 この施設に関しましては、芝の管理など難しい部分があると思います。ですので、どこに応募してくるか分からないですけれども、しっかり審査を行いまして、プレゼンテーションによる聞き取りなどを行いながら判断させていただきたいと考えております。

○日高委員 指定管理者つてももとは、使用料が入ってきて、そこから経費を賄うというものではないでしょう。しかし、県営でいくと余計に金がかかるものだから、民間に任せて、民間のノウハウを活用するものです。そういった中で、どうしても天候にもよったり、県がラグビーのトップリーグとか、いろいろなところに誘致をしっかりとってくるかとかいうのにも大きく左右されるところもあるので、毎年そのあたりは考えて、予算の組み方も考えていかないといけないということで、ここは指摘だけにしておきたいと思います。

もう一つ、万博も質問していいですか。

○内田委員長 関連はないので、いいです。

○日高委員 万博のブースですけれども、なるほどねというか、大体こんな感じにみんな考えるだろうという印象です。宮崎牛の試食会をします。焼酎も出します、宮崎の神楽があります。スポーツ選手のユニフォームを飾ります。新しい宮崎を売れるようなインパクトというのは、何かないのでしょうか。

○矢越観光推進課長 御指摘ありがとうございます。九州各県が集まってのブースということで、各県が強みといいますか、それぞれいい観光コンテンツなりが、食を含めてそろっていると思っております。その中で、本県の強みといいますと、これまでと代わり映えがしないという御指摘ですけれども、やはりこれらは外せない和我々としては考えました。

ただ、多くの方に本県のブースに来ていただくために、外観としましては、全体に県産材を使用しまして、木のぬくもりといいますか、高いデザイン性で、特に外国人の方にうけるのではないかと考えております。鳥居をゲートにしまして、神秘性のある、視覚的なインパクトで訴えて、宮崎のブースの注目を集めたいと考えております。

この鳥居は、ランドマークとしての機能と、神話的世界の入り口の象徴という形で考えておりまして、ここをくぐれば、わくわくした宮崎体験が始まる。そして、スポーツランドの魅力や食といったところも、満遍なく体験していただけたらという形で、ブース構成や中身のほうも考えさせていただいたところであります。

○日高委員 説明は分かるんです。鳥居をくぐって神楽を見て、スポーツして汗流して、焼酎飲んで宮崎牛を食べて帰って、お帰りのさいみたいなコンセプトだと思いますが、何かもうあ

りふれているというか、九州7県合同催事というのは九州7県でやっているわけです。だから、万博で九州を売るのであれば、世界でしょう。テーマを絞って宮崎県はこれだというぐらいのほうが、私はインパクトがあると思います。これだったら、鹿児島県とかが焼酎を出しているんじゃないですか。

九州7県でこうやって、それぞれダブらないようにこうしようとかいう調整はしたのでしょうか。

○矢越観光推進課長 ブース内でのダブらない調整というのは、なかなか難しい面がございます。やはりそれぞれ各県ともPRしたい、紹介したい内容がございますので、そこは、それぞれの各県の判断でしております。

○日高委員 物を売ったり、食べたり、飲んだりするものは、もう売店でやればいいという話です。万博会場には売店があるわけでしょう。知事は、九州知事会か全国知事会で神楽をどうのこうの、窓口は総務政策常任委員会でしたかね。これだと何かインパクトがないです。

だから、物は売店で売って、ここはPRするところでしょう。今からでも、もうこういうのをどけて新しく考えてやるような考えはないのでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長 委員がおっしゃっており、九州7県共同で出すブースですけれども、その中でも差別化を図って目立とうということいろいろ考えました。考えましたが、やはり、我々は戦略を持って、その5Sということで取り組むという中で、目一杯この面積を使ってやる案については、これだということ came up.

神楽は、ユネスコ無形文化財の指定を目指しているわけですが、この中で、神楽の舞いの披露とかも考えているところでございます。

あと、火が使えないという制約があります。

当初の案では、火が使えれば地鶏を豪快に焼いて見ていただくというのもいいかなと、個人的に思っていたところなんですけれども、制約もあるので、そういう中で検討した結果、この案で取り組むということで進んでいるところでございます。

ソフト面のところも今後検討していったって、この2,800万人が来られる万博の中で、宮崎県を一生懸命PRしていきたいと考えております。御理解いただければと思います。

○福田委員 関連して、日程が9月3～5日の3日間ですね。その後は壊して何もなしですか。どこかに移動するのでしょうか。

○矢越観光推進課長 催事がこの3日間になりますけれども、9月2日と9月6日は設置日と撤去日になっております。

○福田委員 土曜日と日曜日が、うまく外されているような気がします。各県で話し合いをしていないということは、各県の競争ということになるのでしょうか。

○矢越観光推進課長 それぞれのブース内での取組については、もちろん情報共有しております。資料12ページに共通イベントスペース、共通観光PRブース、共通食PRブース等がございます。こういったところは、九州各県とそれぞれ協議いたしまして、中身の整理をしております。

○福田委員 宮崎県のPRはされるのですか。9月3日～5日にやりますよというのは、例えばテレビ等でPRはされるのでしょうか。夏休みが終わった後ですね。

○矢越観光推進課長 この九州7県、それから本県の催事の部分のPRについては。

○福田委員 宮崎県民に対して、県内でそういうPRはどういうものが……。

○矢越観光推進課長 PRする予定にしております。

ます。

○福田委員 テレビ等でしょうか。

○矢越観光推進課長 様々な媒体を通じてPRしてまいりたいと思っています。

○福田委員 ぜひやってほしいです。

○丸山委員 私も万博会場には既に1回行っていますが、かなり広いです。だから、何らかのことをやらないと来てくれないと思いますし、そこに火がつかないとPRできたとはならないような感じがあります。いろいろなパビリオンを見させてもらいましたが、なかなか行かないし、入ってもよほど強いものがないと、ただ行ったというだけで終わってしまって、何もPRにならないような気がしています。

九州各県でやるので、この日しかないと思います。何か落とし込みができるのは、あまりないような気がするものですから、もう少し考えて、入口のほうで、九州でやっていますとかいうのをやらないと、人は来ない。来ても何も気持ちとして持ち帰らない気がするものですから、せっかくお金を出して出展するはずなので、成果が出るような形を見せてほしい、努力をしてほしいと思います。

○矢越観光推進課長 私も、部長を含め万博を視察させていただきました。「WASSE」の会場が大屋根リングの外側にあり、確かに大屋根リングの内を目指して来られる方が多いかと思いますので、誘導の部分については非常に課題があると考えています。制約があるかもしれませんが、どこまでやれるか分かりませんが、御指摘を踏まえて、工夫してたくさんの方に御来場いただくように頑張りたいと思います。

○丸山委員 九州各県がこの時期にやりますが、四国とかいろいろなところでもやっているはず。失敗した例とかいろいろあれば、ブラッ

シュアアップしていくために、情報交換をしながら、いいものになるようにしていただきたいと思っています。

○日高委員 ずっとやると思ったら、3日間だけなんですね。なおさらこんなことをしていてもしょうがないと思って——芝居小屋をつくったほうがいいです。例えば、いろいろな神楽もあるから、そういうのをやったりとか、地域にもそれぞれの踊りがあったりとか、金をかけないでやろうとしているのが何か見え見えです。

○坂本委員 お金のことは何も示されていないですけれども、予算とか、この3日間でどれぐらいのスタッフが行かれるとか、そういう概要を教えてください。

○矢越観光推進課長 この九州各県の合同催事につきましては、九州各県の催事自体で1,000万円の負担金になります。本県の資料13ページの単独のブースにつきましては、2,500万円ほどの予算で行う予定にしております。スタッフのほうは、今のところ人数は分かりませんが、必要最低限で、かつきちんに対応できる人数で行いたいと考えております。

○岩切委員 火が使えないと聞きましたが、宮崎牛、地鶏の振る舞いとあります。出来上がった物を次々に搬入して、お客様にお渡しするというイメージでよろしいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 食材、特に肉については、大阪の南海グリルに御協力をいただくかと考えております。南海グリルから、焼肉やステーキとかは難しいだろうという御意見をいただいておりますので、加工済みの、例えばローストビーフとか、少々冷えても食べられるような調理済みの肉だったらいいじゃないかといったアドバイスをいただいておりますので、そういったもので提供を考えていきたいと思っております。

○岩切委員 宮崎牛をローストビーフにした物、地鶏は若干冷えても提供できるという理解ですね。分かりました。

○山口副委員長 万博のとき、ふるさと納税とかのPRはできないものでしょうか。食べておいしかったら、これで物が届きますよとか、そういうのとかやっちゃいけないんですか。営利目的はNGみたいなものがあるのでしょうか。

○矢越観光推進課長 おっしゃるように、例えば企業名を前面に押し出したPRですとか、そういったのはNG行為になっていたかと思います。ふるさと納税についても、寄附の強要というような行為が難しいということのようです。

○山口副委員長 そもそもふるさと納税自体が強要されてするものではないので、例えば、ふるさと納税しないと肉食べさせませんと、そんなことをやったら確かにNGですけれども、いろんな各市町村のQRコードを置いておくとか、それぐらいだったら別に強要でも何でもない気がします。

○牧国際・経済交流課長 総務省が示しているガイドラインで、不特定多数へのPRというのもNGとされておりますので、この会場ではチラシの配布も行わないこととしております。せっかくの機会ということでやりたいという気持ちはありますが、そういった誘導するような行為はNGとされておりますので、なかなかガイドラインが厳しいという状況でございます。

○山口副委員長 今の総務省の云々というのは、ふるさと納税に対する規制なのか、それとも万博における規制なのかの主語が分からないのですけれども、どちらですか。

○牧国際・経済交流課長 ふるさと納税上での運用でございます。会場内でチラシを配ることについて、例えば、宮崎の物産のPRはいいのですが、ふるさと納税自体がそういった場面で

の配布が認められていません。ふるさと納税以外だったらPRはできると思いますが、会場ではふるさと納税は扱いづらいということでございます。

○山口副委員長 例えば、某自治体が東京の空港や駅とかにいろいろ置いているけれども、あれはふるさと納税と記載されていないのでセーフであって、そういうやり方だからセーフなんですか。一見すると、ふるさと納税日本一と書いてあるから、ふるさと納税を多くの方にPRしているように見えますが、今の見解だと、違法になる可能性が高いということですか。自治体名は出さなくて結構ですが。

○牧国際・経済交流課長 説明が少し難しいので、お時間をいただいて整理してお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長 課長がお話したのは、ふるさと納税に関することだと思いますが、この場所で、チラシや紙媒体を置くことは可能ということで聞いております。紙媒体にQRコードを貼り付けて、宮崎県のPRをすることは可能と聞いておりますので、工夫はしていきたいと考えております。

○日高委員 もう何か難しいですね。撤退したほうがいいじゃないでしょうか。1,000万円出して何もできない。宮崎県がここから撤退しますと言ったほうがアピールになります。何も手出しをできないにもかかわらず、1,000万円の負担金は払うわけでしょう。撤退を要請します。こんなのやってもしょうがない。9月出展だから、まだ6月だから間に合いますよ。もう本当こんなことだと、やってもしょうがない。これは要望で止めておきます。

○児玉商工観光労働部長 今回、2025大阪・関西万博で、九州7県合同でやろうというのは、いろいろ制約もあり、経費もかなりかかるとい

う中で、宮崎県単県でやるということについての費用対効果を考えたときに、なかなか厳しかろうと。ただ、九州7県でやりますと、九州各県それぞれ強みもありますので、経費についても、負担としては多額に上りますけれども、単県でやるよりは、まだ何とかなるのではないかなということもあります。

各県で一緒に集客に取り組むことで、丸山委員から御指摘あった、会場の特性を踏まえたときに、多くの方の誘客ができるかというところについても、各県ゆかりの方がおみえになるときに、我が宮崎県にも周遊していただくだらうということもあろうかと思います。関西の場合は、九州から相当の方が、昔は集団就職というような形で、宮崎県は県人会が非常に力強い活動をしていただいているんですけれども、そういった関係団体の皆様や各県にゆかりの方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちの集客もしっかりやっていこうと考えています。

九州全体で盛り上げることによって、御心配いただいているような——本当にこれで効果があるのかというところについては、課長も先ほど申し上げましたけれども、しっかり各県と連携するところは連携して、多くのお客様にこのEXPOメッセ「WASSE」にお越しいただいて、九州各県もですが、ぜひ我が県のブースにお越しいただきたい。VR体験とか新しい取組などもしていますので、結果として、宮崎県にお越しいただくようなきっかけづくり——できれば感動も与えられるような仕掛けをすることで、さらにしっかり工夫して取り組んでまいりたいと思います。

○日高委員 きれいなことを言われますけれども、そのとおりだと思います。例えば、言いたくないけれども、費用対効用なんかは一応考えるのでしょうか。率先してやってというよりも、

各県でやらないといけないから、うちも出してこういう形をやるのかねということだと思います。物を売って、稼いで、その費用対効果って考えていないと思うんです。PRしてどんどんやっていくことが大きいと思うんです。だから、そこにどういう効果があるのかというところを、PRをやっぱりどんどんしたいというものがあるんだけども……。これをやったら駄目、あれをやったら駄目となってくると、もう勝手にやってくださいという話にもなってくるんだけども、とりあえず効果が出ればいいのかという……。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○坂本委員 日頃考えていることとか、最近思ったことも含めて、2つほどお伺いします。

万博の催事にも少し関わりますが、県が意図していろいろとアピールをするという説明がこの時間行われたんですけれども、一方で、外側からどう見られているかということが少し気になりました。旅行ガイドブック等を見ますと、表紙に何が出てくるかというと、宮崎の場合は、高千穂峡の風景と、あとはモアイ像なんです。県はPRのときに、モアイ像をあまり前面に出していないような印象があるんですけれども、宮崎と言ったときに、モアイ像のインパクトが強く受け取られているのではないかという印象を持っています。

そうであれば、新たにいろんなものをつくり出したりするというよりも、自然発生的なのかどうなのか分かりませんが、そういったことを県としてどのように受け止めて、今後、観光の中で位置づけしていこうとしているのか。市場が見ている宮崎の見方と、県の行政として、

県がやろうとしていることが少しずれているように受け止めたものですから、それについてお伺いしたいと思います。

○矢越観光推進課長 なかなか我々も普段考えていないというか、普段忘れがちな視点での御指摘をいただいたと考えております。

高千穂は県内でも観光客が大変一番多い観光スポットですから、その部分が出てきているのだと思います。我々のほうが、モアイ像をPRしていないというわけではないんですけれども、今お聞きして、県南部の観光スポットとして、そういう受け止めをされているんだなというところ、大変勉強になりました。

我々が思っている観光地を、外から見られているところでございましたけれども、県外事務所等でいろいろなイベントをさせていただいております。そういったところから、都市圏の方々が宮崎をどのように見ていただいているかということも、フィードバックしてもらっているところでもあります。そういう我々と外との差というものは改めてまた把握いたしまして、今後どうあるべきかも踏まえて反映させていきたいと考えております。

○坂本委員 もう一つ観光に関わることですが、今回の6月議会での一般質問の答弁で、知事をはじめ部長もおっしゃっていたかもしれませんが、昨年のひなたフェス2024で4万人を動員して、非常に経済効果があった。九州全県にも波及したというかなり強調した御答弁がありました。ひなたフェス2025はやらないのでしょうか。いわゆる今後の展開として、1回限りで終わりなのか、非常によかったのであれば、なぜ続けないのかなということをお伺いしたいと思います。

○矢越観光推進課長 今後やらないということはありません。非常に大きな経済効果があ

りましたので、我々も引き続き、県有施設を活用して、大きな音楽イベントなり、そういったものには取り組んでまいりたいと考えております。

いろんな形でアプローチしていますが、有名アーティストになりますと、やはり2～3年先までスケジュールが埋まっているということもあります。そういう中でセールスなりをやっていくんですけれども、知事からも次のイベントに向けて指示も下りてきておりますので、次の大規模なイベントができるよう、我々も取り組んでいるところであります。

○坂本委員 やはり継続性が大事なかなと思います。20年以上続いている音楽関係の催しというのは、着実に動員が増えているように受け止めています。ひなたフェスについて、特別な思い入れがあるというわけでは決していないんですけれども、それだけの効果があったということであれば、やはり将来続けて取り組んでいただきたいと思ひまして申し上げました。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

なかなか話しづらかった点など、この後、意見交換会もまたありますので、考えを深めてもらえればと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 説明の前にお礼を申し上げます。先月、常任委員会委員の皆様には、県

北地区、県南地区の調査を行っていただきました。誠にありがとうございました。調査でいただきました御意見等につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

お手元の商工常任委員会資料2ページ、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案では、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてお願いしております。

資料3ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。

令和7年度の6月補正予算額は、一般会計で、太枠のDの欄の一番上に記載しておりますとおり10億8,920万3,000円であります。その結果、6月補正後の予算額は、右のE欄に記載しておりますとおり874億1,512万3,000円となり、対前年度比で6%の増となっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部予算合計は、Eの欄の一番下に記載しております895億8,501万8,000円となり、対前年度比で5.7%の増となっております。

資料2ページにお戻りください。

ページ中ほどの2の特別議案では、議案第4号「都市公園条例の一部を改正する条例」のほか2件について説明させていただきます。

次に、3の報告事項では、損害賠償額を定めたことについて、ほか3件について御報告いたします。

最後に、4、その他報告事項としまして、県管理河川における洪水浸水想定区域の追加指定について、ほか3件について御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○内田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小藺管理課長 委員会資料4ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正の概要について御説明いたします。

今回の補正10億8,000万円余のうち、そのほとんどは公共事業となります。内訳は全て、表の上タイトルの(1)にございますとおり、補助公共・交付金事業となります。

太枠真ん中の6月補正予算額、Dの欄を御覧ください。

今回の補正は、数字が入っているところを上から順に、道路、ダム、港湾、街路の各事業における国庫補助決定に伴うものであります。

一番下、網かけの計にありますとおり、合計で10億7,580万5,000円の増額となります。

次に、5ページを御覧ください。

ただいま御説明しました公共事業のほか非公共事業1事業含めまして、各課別の補正金額内訳を記載しております。

6～18ページに、これに対応した歳出予算説明資料を掲載しておりますので、後ほど担当課長から説明させていただきます。

資料19ページを御覧ください。

繰越明許費であります。

このページから21ページにかけまして、事業別に記載しております。

21ページを御覧ください。

一番下、計の行にありますとおり、23事業164億4,595万6,000円の繰越しをお願いしております。

繰越理由は、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

次に22ページを御覧ください。

債務負担行為の追加であります。これは表中2事業ともに奥村川とございますが、地区としましては、椎葉村の下福良におきまして、大規模な工事でございますことや資機材の運搬に制約を受けますことから、適切な工期を確保するため令和8年度までの債務負担行為の設定を行うものでございます。

県土整備部の補正予算の概要は以上であります。

○大部藺道路保全課長 委員会資料7ページを御覧ください。

当課の補正予算は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目の欄にありますとおり3億8,992万5,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は170億8,311万7,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

(目)道路維持費の(事項)公共道路維持事業費であります。

これは、国の補助金等を受けて行う、橋梁やトンネル等の点検・補修や、交通安全対策の整備に要する経費でありまして、国庫補助決定により3億8,992万5,000円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしまして、高岡郡司分線の舗装補修や国道269号の歩道整備を予定しております。

○中武河川課長 当課の補正予算について、御説明いたします。

委員会資料9ページを御覧ください。

左から2列目、当課の補正予算額は7,867万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は213億5,385万7,000円となります。

補正の内容について、御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、最初の（事項）ダム施設整備事業費であります。

これは、国の補助を受けて、ダム管理施設の老朽化対策のため、放流設備や機器の更新等を行う事業であります。国庫補助決定による6,528万円の増額であります。

主な事業は、表の下の方（10）立花ダムにおける非常用発電設備の更新等を予定しております。

次に、11ページを御覧ください。

一番下の（事項）海岸保全事業費であります。

これは、環境省の補助金を活用して、一般公共海岸に漂着した流木等の撤去を行う事業であります。国庫補助決定による1,339万8,000円の増額であります。

主な事業は、金ヶ浜海岸の流木等の撤去を予定しております。

○那須港湾課長 当課の補正予算について、御説明いたします。

委員会資料12ページを御覧ください。

左から2列目、当課の補正予算額は、一般会計で2億6,250万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は、一般会計が66億9,379万5,000円となり、今回補正のない特別会計と合わせました当課の合計は78億5,897万2,000円となります。

補正の内容について、御説明いたします。

14ページを御覧ください。

（事項）公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、津波対策として古江港海岸で、海岸保全施設の整備を行うための経費であります。国庫補助決定により2億6,250万円の増額を行うものであります。

○村岡都市計画課長 資料15ページを御覧ください。

さい。

当課の補正予算額は、1番上の行、都市計画課計の左から2列目の欄ですが3億5,810万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は57億8,866万7,000円となります。

補正の主な内容について、御説明いたします。

16ページを御覧ください。

表の1段目の（目）街路事業費の（事項）公共街路事業費であります。

これは、都市部における街路の整備を行う経費でありまして、国庫補助決定に伴い増額を行うものであり、宮崎市の橘通りにおける道路空間再編事業を予定しております。

事業の詳細について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

事業の目的は、高千穂通りにおいて、道路の占用許可基準を柔軟にして、テーブルやベンチなどを置きやすくする「ほこみち制度」を活用するため、現在の歩道を歩行者や自転車の安全で快適な通行空間や、人々が滞在しやすい空間へと再編するものです。

併せて、「ほこみち制度」の検証を行い、県内への展開を図ることとしております。

事業の概要です。

（1）事業内容としまして、①インフラ整備事業で、自転車道や歩道等の整備に3億5,530万円、②ソフト事業で、にぎわい創出モデルイベントの企画や効果検証等に280万円をお願いしております。

事業の期間は、令和7～9年度となっております。

18ページの平面図を御覧ください。

事業区間は、宮崎駅前から橘通りまでの約700メートル区間となっております。下段断面図のとおり、自転車道や歩道部の再整備を行うこととし

ております。

上段の平面図の緑着色区間は、昨年度から都市局予算で整備しており、今年度からは、早期の整備促進を図るため、第2世代交付金も併用しながら赤着色区間の整備を進めることとしております。

今後も、宮崎市や民間団体と連携・協力しながら、高千穂通りを含めた中心市街地のさらなるにぎわい創出に向けて、県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料23ページを御覧ください。

議案第4号「都市公園条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

1の改正の理由でございますが、宮崎県総合運動公園にある庭球場の改修に伴い、使用料の改正を行うものであります。

このことにつきまして、24ページを御覧ください。

左上の平面図では庭球場の位置を、右下の図では改修のイメージを示しております。

改修のイメージ図において赤い線で囲んでおります12面の屋外コートが本年10月に供用開始予定であることに合わせ、使用料の改正を行うものであります。

23ページにお戻りください。

2の改正の内容でございますが、改修後の維持管理費用やコートの利用見込みなどを考慮し、表に示しますとおり、庭球場の使用料を1面1時間につき、児童生徒を270円、その他の者を530円に改正するものであります。

3の施行期日につきましては、令和7年10月1日からの施行とすることとしております。

なお、改修中であります屋内コートや管理棟などについては、来年3月の供用開始を予定しており、別途使用料の改正を行う予定としてお

ります。

○椎葉道路建設課長 委員会資料25ページを御覧ください。

議案第11号「工事請負契約の変更について」説明いたします。

これは、国道447号真幸工区で施工する、真幸トンネル工事2工区に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、えびの市大字内堅で実施している道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費は約205億円となっております。

2の工事概要であります。

26ページを御覧ください。

上段の平面図に示しておりますとおり、真幸トンネルは本県と鹿児島県を結ぶ全体延長2,354メートル、このうち、宮崎県側が1,842メートルで、現在、青色と赤色で旗上げた2工区で工事を進めており、今回の工区は赤色で示している延長992メートルの区間であります。

また、左下のトンネル標準断面図に示しておりますとおり、片側1車線、全幅8.5メートルのトンネルとなります。

25ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は71億684万4,536円、変更金額は72億7,482万8,957円で1億6,798万4,421円の増額であります。

契約の相手方は、前田・坂下・工藤特定建設工事共同企業体で、工期は、令和7年3月10日～令和10年10月31日であります。

4の変更理由であります。

令和7年3月から適用された、公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による請負金

額の変更を行うものであり、その内容について、御説明いたします。

27ページを御覧ください。

国からの通知に基づき、県におきましては、中央に黒枠で囲んでいますとおり、令和7年の2月に、受注者に対し、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置等について通知しています。

この通知では、特例措置の対象を黒枠内の下段に示していますとおり、令和7年3月1日以降に契約し、予定価格の積算に当たって、令和7年2月28日以前の旧単価を使用した工事としています。

当工区では、下の図、右側の二重囲みのとおり、契約日が令和7年3月10日であり、予定価格の積算は、令和7年2月28日以前の旧単価を適用しており、今回、受注者からの請求があったことから、特例措置として、令和7年3月の新単価に置き換えて請負金額を変更するものです。

○中武河川課長 委員会資料28ページを御覧ください。

議案第12号のダムメンテナンス事業松尾ダム左岸小門開閉装置更新工事の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要です。

松尾ダムは、一級河川小丸川の上流、木城町中之又にあります。

次に、2の工事概要です。

29ページを御覧ください。

上の図がダムの平面図、右の写真がダムを下流から見た写真であり、青色の矢印が小丸川の流れる方向を示しています。

右下の写真を御覧ください。

ダムの上部を拡大したのですが、松尾ダムには10基の水門があり、中央の2つを大門、左

右の各4基を小門と呼んでおります。

今回の工事は、赤線で囲んでいる小門4基に関する開閉装置の更新であります。

また、左下の写真が現在の開閉装置であり、ワイヤーロープの緩みやギアの摩耗など、経年的な劣化が確認されていることから、今回、長寿命化計画に基づく施設の更新を行い、ダムの機能の信頼性向上を図ることとしております。

再度、28ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要です。

契約金額は4億8,124万1,860円、変更金額は4億9,373万5,390円で1,249万3,530円の増額であります。

契約の相手方は豊国工業株式会社、工期は令和7年3月10日～令和9年6月30日であります。

次に、4の変更理由です。

令和7年3月から適用された公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による請負金額の変更によるものであります。

30ページを御覧ください。

公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による変更についてであります。

特例措置の説明につきましては、先ほどの道路建設課と重複しますので省略させていただきますが、松尾ダムでは、下の図に示しますように令和7年3月10日に契約し、予定価格を令和7年2月28日以前の旧単価で積算しております。

今回、令和7年4月1日に受注者から特例措置の請求がありましたので、令和7年3月の新単価にて積算を行い、請負金額を変更するものであります。

議案第12号については、以上であります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○福田委員 資料17ページの「高千穂通り道路

空間再編事業」についてお聞きします。

先日我々もそこに視察に行きましたが、宮崎駅から橘通りまでいい空間だなと歩きながら感じました。

「ほこみち制度」とありますけれども、この定義について教えてください。

○村岡都市計画課長 歩行者利便増進道路という略称を「ほこみち」と呼んでおります。

18ページの横断図を見ていただきまして、計画断面のほうを見ていただきますと、歩道をオレンジ色で着色した部分があります。ここであうと3.5メートルになるんですけれども、歩行者が通行する空間を確保した上で、さらに自転車道を水色で着色しておりますが車道側のほうに出しております。ここを確保することで、薄く緑で着色してある区間ですけれども、ここに「ほこみち」という区域を設定しまして、例えばテーブルやデッキでなどでの占用が柔軟にできるようになるとか、スペースとしての活用ができるようになるといった制度でございます。

○福田委員 歩行者が感じのいい雰囲気になる、ほっこりするということで、「ほこみち」ですかね。そういう意味で見ると、写真を見ても、いい雰囲気ですけれども、雨の場合はどうなのでしょう。

○村岡都市計画課長 雨の場合も、「ほこみち」空間を使って、例えば、屋根みたいなものの設置等も一部可能になりますので、そういう意味では、雨が降った中でも、利便性増加につながるようなサービスの提供ができると考えております。

○福田委員 ぜひ、それを考えてほしいと思いました。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 今回の「高千穂通り空間整備再編事業」のソフト事業として、にぎわい創出モデルの事業に関しても行お

うとしております。

先ほど、雨の日の対策なども御意見いただいたことでもありますので、そこも踏まえて検証ができればと考えております。

○日高委員 資料11ページの海岸保全事業ですけれども、発注時期はいつ頃を考えていますか。

○中武河川課長 速やかに発注したいと考えております。

○日高委員 速やかに発注するのはいいことで、ずっと去年から積み残しがある。ただ、台風が来ると、またなるからどうだろうと思っています。例えば、バイオマスに持っていくのであれば、1年間は雨ざらしに置いて、持っていくということも考えられるじゃないですか。それを順繰りやっていくということもありますし。

この撤去費用は流木の撤去ですよね。だから、どうでしょうか。台風が来て流木が流れてきた後にやれば、一遍にできるということも考えられます。それかもう先にやって、また来たら来年みたいな感じで。なかなか難しいけれども、そのあたりの考えてどうでしょうか。

台風時期に重なってくると、せっかく片づけたのが、また打ち上がってくるというのがあるのかなと思ったりしています。

○中武河川課長 委員御指摘のとおり、近年、台風等の出水が大きいため、流木が頻繁に堆積する状況です。

流木につきましては大きく2種類ございまして、海岸保全区域、いわゆる施設があるところについては災害復旧の災害関連という制度が適用できますので、その災害制度を使って撤去しています。一方で、海岸保全区域でない、こういった金ヶ浜につきましては、環境省の予算をお願いしながらやっていきますが、どうしても交付申請をしてから交付決定をいただくまでに少し時間が空くということになります。

丸太みたいな有価物として業者が引き取りに来てくれるようなものにつきましては、公募をかけて取りに行っていただくことで、大きい部分は撤去が進むと考えております。ただ、一方で、商売やバイオマスに使えないようなものについては、公募をかけても引き取っていただけないものですから、環境省の予算か、少量であれば一般廃棄物として市町村のごみ焼却に持っていきます。いずれにしても、台風の出水等を見ながら、できるだけ最短で処理ができるように取り組んでいく必要があると思っております。

○日高委員 それぞれ予算の取るところが違うということで、それが災害の予算なのか、また、保全の予算なのかというところ、そういったところが一つのあれになる。

金ヶ浜は、STAIRS OF THE SEAの両サイドの撤去になるのでしょうか。広い範囲での撤去なのか。

○中武河川課長 金ヶ浜の今回の場所は、サーフィンをされる場所の北側の海岸になります。

○日高委員 北側、後で聞きます。

とりあえず、こういう事業は台風が来ると必ずまた予算がかかってくるので、難しいですね。環境森林部が山の管理をすればいいと私は言うんですけどね。環境森林部がしっかり言わないものだから、結局、土木事務所がしないといけない。環境森林部の予算もあると思いますが、そのあたりはどう連携しているのでしょうか。

○中武河川課長 詳細は把握していませんけれども、今回の一般公共海岸の予算、環境省の予算なので、恐らく所管が違えば申請できるのではないかと考えております。今回は国土交通省が管理している区間なので、県土整備部が申請しているという状況でございます。

○日高委員 去年、私は環境農林水産常任委員でしたが、環境森林部にも、海岸で打ち寄せら

れた瓦礫系についての予算がたしかありました。審議した覚えがあります。だから、公共三部は横の連携ができてないですね。結局、そこにまた行き着くんですからね。

○中武河川課長 委員がおっしゃるとおり、連携はしっかりしていきたいと思っております。また、私たちの所管している海岸をしっかり管理していくことも大事だと思っております。

○日高委員 そのあたりの横の連携をうまくいこうやってくれば。そこは課題だと思うんですけども、どうでしょうか。

あと、環境農林水産常任委員会での海岸保全の予算が去年多分あったんです。それが気になるところなので調べておいてください。

○中武河川課長 1点補足です。この環境省の予算につきましては、循環社会推進課を通じて予算要求をしているという状況でございます。

○山口副委員長 資料25ページの議案第11号「工事請負契約の変更について」教えてください。

こういう契約を結ぶ場合、開札日から何日間契約しないといけないとか、そういったルールみたいなものはあったりするものなのでしょうか。

○植村技術企画課長 入札後の契約までの期間につきまして、例えば、価格競争等ですと、開札日から事後審査資料を3日目までに持ってきていただき、その後2日間で内容を審査しまして、内容について適正であれば、落札決定通知を出すということで、おおむね開札後5日ぐらいで落札決定をすることになっています。

本案件につきましては、5億円以上の議会案件ということでございますので、開札以降に仮契約を行います。開札日が令和6年12月ですので、その後仮契約を行いまして、2月議会に上程させていただいたので、開札日から契約日ま

で時間が空いたという状態になっています。

○山口副委員長 今の形でいけば、議会を早めに通していれば、この数億円の契約金額の変更は防げた可能性があるということですか。例えば、臨時議会を開いて、早めに議決してしまえば、新労務単価の適用開始よりも以前に契約することが可能だったということですか。

○植村技術企画課長 2月議会ではなくて、それよりも早い段階で契約をしていたとしても、最近では物価上昇等に伴いまして、毎年3月に単価等の見直しが行われます。こういった特例措置を取る方法と物価スライドに伴ってインフレスライドを行うという方法がございます。どちらかの方法に基づいて契約を変更するということとなりますが、どちらの方法を取ったとしても、特にこういった大型工事に関しましては、さほど金額の上昇幅についてはあまり影響がないと考えております。

○山口副委員長 でも、根拠が違いますよね。契約した後の物価スライドを認めるか認めないかということと、こちらの場合は、新しい単価に変わるので、金額を変えましょうということ。いずれにしろ上がるのは理解するところではありますが、一緒くたに議論していいことなのかどうかというと、分からないところではあります。

いずれにせよ12月に仮契約を結んで、3月の新単価適用前に契約を結ぶ方法はあるにはあったということではないのでしょうか。議会さえ開催して議決すれば、新労務単価における契約による契約金額の上昇というのは、いずれインフレスライドにより上がってくるかもしれませんが、そういう理由では回避できたという理解でいいですか。

○植村技術企画課長 委員のおっしゃるとおりだと考えております。

○山口副委員長 そこは特例措置だからでしょうけれども、しょうがないな。分かりました。

別件で、資料23ページの議案第4号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてです。

今回新しくして、キャンプとかもかなり誘致を考えているかと思います。キャンプ地の場合だと、アマチュアスポーツと一般スポーツで利用料金を分けたりする例も野球とかだったらあるようですが、そのあたりはどういった議論をされた上で、特段、プロとアマチュアを分けていないように見受けられるものにしたのか教えてもらえますか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 今回の利用料金の改正に当たりまして、最終的には、費用として年間の維持管理費用とかを算定するんですけれども、その中では、管理棟の受付スタッフの人件費とか、コートでの維持管理費用も維持管理費用と算定しています。

委員が言われました、料金に反映するときのコートの利用料金という意味では、一般の利用とプロとかでは単価が違ったりしているんですけれども、コートの利用する面数を算定するときに当たっては、プロやアマチュアの大会であったり、今後開催される予定の分も踏まえて、使用料の設定に反映させていただいております。

プロとアマチュアの使い分けという意味では、料金に差がございます。それを踏まえて、使用料設定に反映させていただいているところではありますけれども、改正後の530円を算定する際には、当然プロの大会とかアマチュアの大会とかで開催される見込みの分も踏まえて価格を設定するような形になっております。

○山口副委員長 今の話だと少し分かりづらかったのですが、コミコミ価格ですみたいな感じなのではないでしょうか。アマチュアが使おうとプロが使おうと、それは想定した上で530円という単価

の中に反映させていて、例えば、プロが使うからお金を少し高めに別で設定しているとか、そういうことではありませんということですか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 530円というのは、基本的に一般の方が使う基本料金になります。

基本的にプロが使う場合の使用料については、この10倍になるということで、都市公園条例で定めておりますので、実際は1面使えば5,300円になります。

それで、かつチケット代とかを取るようなイベントの場合は、そのさらに2倍を徴する形になります。530円というのが基本にありまして、それ掛けるプロだったら10倍とか、チケット代が含まれるような大会になると、さらにその2倍になるというような形を都市公園条例で定めております。

○山口副委員長 じゃあ、別途都市公園条例のほうで補完しているので大丈夫ですよということかと思いますが、ちなみに児童生徒というのは、高校生は入ってなかったでしょうか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 児童につきましては、基本的には小学生、中学生、高校生、都城高専のような高等専門学校生まで含まれる形になります。

○内田委員長 関連でないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大部園道路保全課長 委員会資料31ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が8件でございます。事故の内容について説明いたします。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1、4の「穴ぼこ事故」につきましては、車道上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、1は左側前後輪のタイヤを、4は右側後輪のタイヤをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

2の「落石事故」につきましては、進行方向の左側のり面から突然落下した石が車両を直撃し、フロントバンパー及びエンジンルームを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

3の「側溝蓋不全事故」につきましては、県道から駐車場に進入したところ、駐車場の出入口前に設置されていましたが側溝のグレーチングが跳ね上がり、フロントバンパーを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

5の「支障木接触事故」につきましては、進行方向の道路左側のり面から垂れ下がっていた竹に車両が接触し、車両上部及びフロントガラスを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を7割、相手方の過失割合を3割としております。

続きまして、6、7、次のページの8の「冠水事故」につきましては、横断暗渠や側溝に落葉や土砂が詰まり発生した冠水により、6は車

両の底部分、7と8はフロントバンパーやナンバーフレームを損傷したものであります。

本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を5割、相手方の過失割合を5割としております。

これら8件の物損事故に伴って発生した損害賠償額は49万5,236円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります、引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所について情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○那須港湾課長 資料32ページの9を御覧ください。

発生日、発生場所は、資料に記載のとおりですが、細島港になります。

本件は、被害者が細島港の岩壁方面へ自転車で侵入した際に、前輪が側溝のふたの隙間に挟まり、前方へ投げ出された結果、身体的・物的損害が生じたものであります。

被害者に前方不注意の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は76万6,686円となっております、全額県費から支払っております。

説明は以上であります、引き続き巡視パトロールを徹底するなど、港湾利用者の安全確保に努めてまいります。

○松田建築住宅課長 委員会資料33ページを御覧ください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

家賃等滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しておりますとおり、相手方につき

ましては、常習的に滞納が続いておりましたので、督促等を行いながら、住宅の明渡しに至らないよう、対話する機会を幾度か設けようとしてまいりましたが、応答がなく連絡も取れず、信頼関係が維持できない状況となりましたので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明渡しの請求を行いました。

その後も、相手方と連絡が取れない状況は続き、滞納家賃等の支払いもなく、住宅の明渡しも行われなかったため、表の一番右にありますとおり、令和7年3月28日に宮崎地方裁判所延岡支部へ訴訟提起することについて、知事の専決処分を行いました。

その後、最終的には、どうにか相手方と接触することができ、相手方自ら退去しましたので、訴訟提起は行わないこととなりました。

○小園管理課長 委員会資料34ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、令和6年度に議会において御承認いただきました繰越事業につきまして、額が確定いたしましたので、報告を行うものであります。

34～39ページが一般会計分となります。

39ページを御覧ください。

一番下、グレーの網かけの行、真ん中にございますとおり、繰越額の合計は557億7,423万3,927円でございます。

繰越しの理由につきましては、事業ごとに主なものを記載しておりますが、その多くは、関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことなどによりまして、工期が不足したためでございます。

40ページを御覧ください。

特別会計分となります。

まず、公共用地取得事業特別会計の繰越額は、表の一番下、真ん中にございますとおり2億875万1,038円でございます。

主な繰越理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものでございます。

41ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の繰越額は、表の一番下、真ん中にございますとおり5億7,860万円でございます。

主な繰越理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものでございます。

42ページを御覧ください。

ただいま御説明しました会計ごとのものを集計したものでございます。一般会計、特別会計を合わせまして、県土整備部の繰越額の合計は、一番下の網かけの行、真ん中の部分でございます565億6,158万4,965円でございます。

最後に、43ページを御覧ください。

このページから44ページまでが、令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書でございます。

44ページを御覧ください。

表の一番下、真ん中にございますとおり、繰越額の合計は25億7,855万349円でございます。

主な繰越理由は、災害の発生により、工法の検討等に日時を要したことによるものなどでございます。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○中武河川課長 委員会資料45ページを御覧ください。

県管理河川における洪水浸水想定区域の追加指定について、御説明いたします。

まず、1の概要です。

洪水浸水想定区域とは、水防法に基づき、洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲や予想される水深などを示す区域のことで、市町村がハザードマップを作成する際の基礎資料となるものであります。

これまで、洪水予報河川や水位周知河川など、比較的規模の大きい河川において指定・公表が進められてきましたが、令和3年5月の水防法の改正を受けまして、全ての県管理河川を対象に、洪水浸水想定区域を指定・公表するものであります。

右の図を御覧ください。

洪水浸水想定区域の指定に関するこれまでの経緯を記載しております。

まず、水防法の改正が平成13年と平成17年に行われ、洪水予報河川と水位周知河川について、「河川整備の基本となる降雨を対象とした規模（L1）」での洪水浸水想定区域の指定が義務化されました。

本県では、平成18年から平成25年にかけて、洪水予報河川3河川と、水位周知河川32河川の指定・公表を行っております。

次に、水防法が平成27年5月に改正され、「想定し得る最大規模（L2）」の降雨を対象とした指定が義務化されました。この想定し得る最大規模とは、おおむね1000年に1回の確率で発生する降雨を対象とした規模であります。

この改正を受けまして、平成30年から令和元年にかけて、同じく洪水予報河川など35河川について、指定・公表を行っております。

その後、令和元年の東日本台風等による豪雨において、洪水予報河川または水位周知河川に指定されていない小規模の河川、いわゆる水害

リスク情報の空白地帯において浸水被害が多数発生し、水害リスク情報が十分把握できていないことが課題となりました。

このことから、水防法が令和3年5月に改正され、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水での浸水想定区域の指定対象が、全ての一級河川及び二級河川に拡大されました。

このため、県では、令和3年度から洪水浸水想定区域図の追加作成に着手しており、今回、全ての県管理河川を対象に、指定・公表することとしております。

公表後は、関係する市町村が、洪水浸水想定区域図を基礎資料として、洪水ハザードマップを作成することとなっており、住民に広く周知されることで、水害による人的被害の軽減が図られるものと考えております。

資料46ページを御覧ください。

2、新たに追加指定となる河川ではありますが、県管理河川478河川のうち、指定済みの洪水予報河川及び水位周知河川を除いた443河川を追加指定することとしております。

次に、3の洪水浸水想定区域の追加指定のイメージではありますが、具体的に、日向市の塩見川水系を例に御説明いたします。

左側の図が、現在公表している、想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図であります。河川を青色で表示しており、塩見川が、左から右方向に流れております。

また、黒い点線で囲んでいる部分が、塩見川に流れ込んでいる支川の位置を示しております。左から奥野川と富高川がございます。

現在は、水位周知河川である塩見川について浸水想定区域が公表されており、河川に沿ってピンク色などで表示されている部分が浸水の区域を示しております。

次に、右側の図が、奥野川と富高川の浸水想

定区域が追加された場合であります。

区域が追加された箇所を赤色の矢印で示しておりますが、河川に沿ってピンク色などで表示されているところが浸水想定区域を示しており、塩見川の区域と重ね合わせたものとなっております。

最後に4のスケジュールであります。

引き続き、洪水浸水想定区域図の作成及び市町村への説明等を進めまして、令和8年3月までに指定・公表を完了する予定としております。

今後とも、水害からの逃げ遅れゼロを目指し、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に取り組んでまいります。

○那須港湾課長 資料47ページを御覧ください。

宮崎港東地区分譲地の分譲・利活用促進に向けた取組についてであります。

まず、1、分譲地の概要であります。

宮崎港東地区分譲地は、写真の赤と黄色の部分であり、平成5年度に約16万平方メートルの分譲を開始し、現在は約5万3,000平方メートルを分譲中であります。

分譲価格は、1平方メートル当たり2万7,600円、商品や材料の輸送に宮崎港を利用する企業などを対象としております。

次に、2、分譲状況であります。

現在24の企業が進出しており、卸売り・運送業が約7割で、そのほかに販売業や生コン業などの企業が入っております。

分譲の状況ですが、左のグラフのように、最初の5年間で半分の12件を分譲した後、平成21年度に工業用地を設定して、運送業などに加え、工場も建てられるようにするなどしながら分譲を進めてきております。

昨年度の契約1件は、ガードレールなどの交通安全施設を扱う企業になります。

次に、3、分譲地の強みと弱みであります。

宮崎港に進出した企業や分譲の問合せがあった企業の意見として、「港湾利用や交通アクセスなど地理的要因は抜群によい」、また「分譲価格は非常に魅力的である」があり、宮崎港分譲地の強みである等が言えます。

一方で、地震・津波の影響を懸念する声があります。

48ページを御覧ください。

4、「利用者ニーズ」に対応した新たな取組についてであります。

分譲地の利用を考える企業のニーズとして、代表的なものは3つあり、1つ目は、近年、貸付け用地で事業を行う企業が増加していることから、貸付けができないかというもの。2つ目は、トライアル的に1～2年の貸付けができないかというもの。3つ目が、分割払いができないかというもので、これらを踏まえ、赤色文字で記載しているように、利用者ニーズに対応した分譲地の利活用について検討したところです。

その結果が右側にありますように、まず、二重丸の宮崎港東地区分譲地「分譲要領」を「分譲・貸付要領」に改正し、「貸付制度」と「延納制度（分割払い）」を導入いたします。

①は、10年から30年未満の長期貸付で、左側枠の利用者ニーズ①に対応するものです。これにより、倉庫などを建てて長期的な利用ができるようにします。

②は、1年以内の短期貸付で、建物を建てずに仮置場など一時的な利用を想定しています。

③の延納は、支払い能力はあるものの、自然災害に遭うなど、相手方の責によらない不測の事態が発生した場合などに限り、10年以内で支払うもので、他県の取組も参考にして設定しております。

施行期日は、令和7年7月1日を予定しております。

最後に、5、「PR強化」に関する新たな取組であります。

これまでの分譲地のPRは、行政主体で行ってきましたが、青色文字記載のとおり、民間の活用を考え、土地売買の営業ノウハウや情報を持っている宅建業者との連携を検討しました。

その結果、右側に記載の2つの協会と、媒介に関する協定を締結することとしました。

県は、それぞれの協会の各会員に分譲地の購入や貸付けの仲介をしていただき、契約が成立した場合に、分譲の場合は売買代金の1%、貸付けの場合は年間貸付料の1か月分を支払います。

締結日は、令和7年7月を予定しております。

○村岡都市計画課長 委員会資料49ページをお開きください。

都市計画課から、津波災害警戒区域の指定について、御説明いたします。

まず、1の概要についてです。

津波災害警戒区域は、東日本大震災による甚大な被害を受け、平成24年6月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき区域を定めるもので、都道府県がその区域を指定することができるとされております。

次に、2、指定方針といたしまして、沿岸10市町の津波浸水想定と同じ区域を、津波災害警戒区域に指定することとしております。

50ページを御覧ください。

左上は、津波災害警戒区域のイメージを表したものであります。イメージ図の右下の四角囲いにありますが、津波災害警戒区域は、津波浸水想定区域の範囲と同じであり、基準水位という考え方が加わります。

なお、土地利用の規制はありません。

左下の図は、津波浸水想定と津波災害区域の

違いを表しています。

津波浸水想定では、津波の高さを表示するのに
対し、津波災害警戒区域では、津波が建物な
どに衝突した際のせり上がりによる水位上昇を
考慮した地面からの波の高さを表示するため、
避難場所の高さが明確化され、避難場所など具
体的な避難対策の目安となります。

右上の図は、津波災害警戒区域図の事例とな
ります。

こちらにありますとおり、せり上がりを考慮
した水位を基準水位として数字で表示すること
となります。

49ページを御覧ください。

3、指定後の警戒避難体制の整備についてで
あります。

津波災害警戒区域に指定すると、(1)市町
において地域防災計画に避難促進施設を追記す
るなど、地域防災計画の改訂が必要となります。

また、(2)津波ハザードマップの作成(更
新)・周知が必要となり、(3)指定避難施設
等の指定も可能となります。

(1)～(3)は市町の取組となりますが、
民間においては(1)と連動して、(4)避難
促進施設における避難確保計画の作成や訓練の
実施が必要となり、また(5)宅地建物取引業
法に基づく重要事項説明の対象となるなど、区
域を指定することにより、警戒避難体制の整
備・強化が図られることになります。

最後に、4、スケジュールです。現在、津波
災害警戒区域図を作成中であり、あくまでも現
時点の予定ではありますが、令和7年7月頃ま
でに区域図の作成を完了する予定で、その後、
住民への周知や関係市町の意見聴取を経て、令
和7年9月以降に指定を行う予定としておりま
す。

○山浦高速道対策局長 委員会資料51ページを

お開きください。

高速道路等の整備状況について説明いたしま
す。

左の図の赤丸の数字で、①～④の番号を振っ
ておりますので、番号ごとに説明いたします。

初めに、本県では、平成28年4月に東九州自
動車道が北九州市から宮崎市までつながり、令
和5年3月には、「清武南～日南北郷間」が開
通しました。

これにより、北九州市から日南市までが一本
の高速道路で結ばれ、県南地域の観光施設など
で開通前を大きく上回るにぎわいが見られるな
ど、開通の効果が発現されております。

1の県内高速道路等の整備状況について、概
要を御説明いたします。

まず、九州中央自動車道についてであります。

九州中央自動車道は、県内延長約53キロのう
ち、18.2キロが供用済みであります。

事業中区間は、赤線の①～③のとおり、五ヶ
瀬町から日之影町までの区間となっており、①
の「蘇陽～五ヶ瀬東」区間では、令和5年11月
に着工式が行われ、今年度は、調査設計や用地
買収のほかに、三ヶ所地区で改良工事などが予
定されております。

②「五ヶ瀬東～高千穂」間では、今年1月に
童里トンネルが貫通するなど、工事が着実に進
められております。

今年度は、調査設計や用地買収のほかに、越
次トンネル工事に着手する予定となっております。

③「高千穂～雲海橋」間は、令和5年度から
用地買収に着手しており、今年度も引き続き、
調査設計及び用地買収が予定されております。

④「平底～蔵田」間は、昨年4月に計画段階
評価に選定され、12月に九州地方小委員会にお
いて第1回目の審議が行われ、事業化に向け前

進したところです。

次に、東九州自動車道についてであります。

東九州自動車道で唯一未事業化区間であった「南郷～奈留」間が、昨年度新規事業化され、全線開通に向け大きく前進したところです。

東九州自動車道は、県内延長約187キロのうち、154.6キロが供用済みであります。

⑥「日南東郷～油津」間は、今年度、改良工事や広渡川と酒谷川の合流部に架かる日南油津大橋の上部工事などが予定されております。

⑦「油津～南郷」間及び⑨「奈留～夏井」間は、令和4年12月に着工式が行われ、今年度は調査設計や用地買収のほかに、串間インターチェンジ橋などの工事が予定されております。

次に、東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化とスマートインターチェンジについてであります。

⑩「宮崎西～清武」間の一部3.7キロの4車線化事業が進められており、現在舗装工事などが行われております。

⑪「日向～都農」間、「高鍋～宮崎西」間は、4車線化の優先整備区間に選定されており、そのうち⑫「高鍋～西都」間の一部4.7キロが4車線化事業に着手しており、令和5年12月に着工式が行われました。

また、⑬「新富スマートインターチェンジ」の工事が現在進められております。

次に、都城志布志道路についてであります。

都城志布志道路は、国土交通省、宮崎県、鹿児島県による事業であり、今年3月23日に延長約44キロが全線開通しました。

以上が、整備状況の説明であります。

次に、2の課題についてであります。

南海トラフ地震などの大規模災害への対応の観点や、物流の効率化の促進など、県内の経済活動の基盤を整備する観点から、(1)事業中

区間の早期完成、(2)九州中央自動車道「平底～蔵田」間の計画段階評価の推進が課題であります。

次に、災害時における通行機能の確保や、平常時における時間信頼性や事故防止の観点から、(3)暫定2車線区間の早期4車線化が課題であります。

また、高速道路を安全安心に御利用いただくためにも、(4)休憩施設の充実が課題であります。

課題の解決に向けては、国土交通省やNEXCO西日本などとしっかり連携を図り、県内高速道路の全線開通と、暫定2車線区間の4車線化や、休憩施設の充実を目指し、全力で取り組んでまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○日高委員 資料51ページですけれども、いろいろと丁寧に説明をしていただけてよく分かるんですが、課題にあります(4)休憩施設の充実とは、どこのことを言っているのでしょうか。

○山浦高速道対策局長 具体的にといいますか、基本的には、県内区間で言いますと、川南パーキングから北川はゆまの間が、休憩施設がないというところで、こういったパーキングエリア間の長い区間が、交通の信頼性とか安全性、そういったものが不安をあおるというようなところがございます。そのあたりについては、新たな設置ができればということで考えております。

○日高委員 ちょうど中間は日向あたりかなと思ったりもするんですけれども、NEXCO西日本のほうに、どういう形態のパーキングがいいのか、地元自治体とかの協力をしっかりと得られるのかとか、高速道路を造るときには掘ったりするから土捨て場の確保だとか、前々に詰

めておかないといけないような、要望だけではなくて横の連携とか、そのあたりについてはどうでしょうか。

○山浦高速道対策局長 委員おっしゃるとおり、今後、4車線工事が進められていく中で、残土の処理というのが大変問題になってくると思っています。そういった残土を有効活用してパーキングの整備につなげられればと思いますので、しっかりとそこを、国、NEXCO、また地元自治体を入れた勉強会や検討会ができればと思っています。

そして、少しでも地元としても、事業者でありますNEXCOに対して協力していくような感じで取り組んでいければと思っていますので、そこは間に入って、しっかり対応していきたいと考えております。

○日高委員 「日向一都農」間は優先整備区間で事業化はしているけれどもということですね。まだこれからというか。

○山浦高速道対策局長 優先整備区間として区間が指定されたわけであって、まだ事業化にはなっておりません。

そして、ちなみに今年度は、全国でも優先整備区間の新たな整備区間の追加指定はされておきませんので、この区間がいつ整備着手できるかというところは、現時点では分からないという状況でございます。

○日高委員 高速道路対策局長は、これまで国から来ていたと思います。今年度は生え抜きの山浦局長が就いたということで、そんな消極的なことを言わないで、自分がいるうちにはどのくらいのことをするとか、そういう決意を一言ここでしゃべってもらってもいいですか。

○山浦高速道対策局長 昨年度までは国から来ていただいてというところでした。私が局長に参りまして、確かに県内のことであれば、前年

度は道路建設課長をさせていただいたところもありますので、いろいろな知見というか、そういったものをより訴えて、なるべく事業が進められるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山口副委員長 宮崎港の東地区の分譲地についてですが、ポートセールス協議会が作っているチラシがあると思います。こちらの内容も含めて全面リニューアルするという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○高澤空港・ポートセールス対策監 今、出しております分譲地のチラシにつきまして、今回貸付けが新たに出てきますので、その辺りも加えた形でリニューアルも検討していきたいと考えております。

○山口副委員長 検討するじゃなくて、やらないといけないことだと思いますので、やっていただくということでよろしいでしょうか。

○高澤空港・ポートセールス対策監 はい、やってまいります。

○日高委員 県土整備部は、積極的な答弁がありますね。

また、話は変わりますが、資料46ページの河川の洪水浸水想定区域指定の変更についてです。塩見川は私の地元だから分かるけれども、かなり指定面積が増えていますよね。かなり浸水区域が広まっているけれども、例えば、市町村も、災害に遭ったときに金を出さないといけないけれども、何かあった場合の予算関係はどうなるのでしょうか。これは指定だけであって、何かあったときに予算は優先して出すとかいうのはないということでしょうか。

○中武河川課長 今回の指定につきましては、予算とは少し違いますが、これまでハザードマップでは浸水エリアになっていないところが、よく解析すると実は浸水が想定されるというこ

とで、あらかじめ避難をしていただくことを意識づけたり、あるいはこの浸水エリアの中に、防災時に手助けが要るような老人・介護施設などがあれば、市の地域防災計画に要配慮施設として指定されると、計画を立てたり避難訓練が必要になります。そういった意味合いで、避難を減災する目的が大きいところでございます。

○日高委員 それは分かりますが、市の浸水計画で浸水エリアが増えたとなれば、例えば、富高広見地区辺りは、塩見川によって床上・床下浸水する地域なんです。

県が浸水地域に指定したからね。県ではなく市が床下・床上浸水の対策をやらないといけないところを、県が見てくれるのかみたいな勘違いをしないかと心配になっています。

○中武河川課長 その事業のメニューにつきましては、制度上、それぞれの市と話し合いをしていきます。浸水エリアが指定されることで、ハザードマップがどうなるかというところにつきましては、公表以前にしっかり市町村にも話をした上で、公表に向けて手続を進めていきます。市としっかり連携しながらやっていきたいと思っています。

○日高委員 だから、これをやるとこっちの責任にされるという話です。あまり大きい声で言えないけれども、県が区域を指定しているわけだから、県がお金を出してくれるだろうと思ったりするんです。だから、今まで指定されていないんです。

今回そこが浸水区域になって、富高広見地区は日向市にとっては、すごく懸案事項であるところなんです。たしか標高が低かったと思います。

以前、結構私の背丈ぐらいまで浸水したんですよ。知事が見に来たので、「どうにかなりませんか」と言ったら、「市が浸水対策をしないといけないから、県としてなかなか手はつけれ

れない」というような回答でした。

ところが、今度そこを浸水地域に指定したら、これは全く関係ないとは言えなくなるのではないのでしょうか。「これは指定するだけで予算とは関係ないです」でいいのかなと。それで説明が効くのかなと思いますけれども、中原次長も迫次長もどちらも日向土木事務所にいましたね。それなら場所は知っていますよね。

○中原県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）
場所は存じ上げております。

繰り返しになりますけれども、今回まず対象とするものがL2ということで、1000年に一度程度の想定される最大ということです。

それと、水害リスクのエリアの空白地帯を埋めようというところが、そもそもの目的でありまして、あくまでもソフト対策、避難対策の一環としてこの事業は進めております。お気持ちは分かりますが、ハード事業とは切り離して我々は考えております。

○日高委員 洪水浸水想定区域という、いかにも何か災害の区域を言うと、一般の人たちは、区域に指定されたと言います。土砂災害の地域であれば、区域に指定されたから、のり面の整備をしてもらえとか、何かそういう区域に指定されたとなると、一般の人たちが勘違いするんです。

だから、そのあたりを市町村と毎度話しをして、指定しただけで今までどおりだという説明ができれば大丈夫です。

○坂本委員 津波災害警戒区域に指定について確認させてください。

これは、いよいよ今年7月に作図が完了して、いろいろな手続が入って、年内に指定告示が行われるということですが、次のページのイメージ図を見ますと、黄色で示されている津波災害警戒区域の指定には、ほぼ指定区域が決まって

いると思うんですけれども、オレンジ、レッドという特別災害警戒区域というのは、含まれないということでしょうか。

○村岡都市計画課長 今回の指定は、あくまでもイエローゾーンである津波災害警戒区域の指定のみを考えております。

○坂本委員 日高委員の話ではないですけれども、やみくもにすべきではないという気もします。特に学校などの公共施設や介護施設とかは、県内でも結構海端に近いところに建てられているように思いますが、そういうところに対して、津波災害警戒区域の指定というのは、やはり人命を守るためという目的があって、そこに見合った津波避難ビルとか、津波避難タワーが100%完備されているのであれば、そこを指定から外すというか、指定しないというのは分かります。そういうところは本当に大丈夫なのかということをおもったものですから、確認をさせていただきたいと思います。

○村岡都市計画課長 イエローゾーンの中で、避難促進施設というものを市町が指定することになりますけれども、その避難促進施設というのが、学校や介護施設、病院などの市町が指定したものになります。こちらのほうに、避難するための計画策定と、その計画に沿った避難訓練、さらにそれを市町のほうに報告するという義務が法律上課せられます。少なくとも避難訓練を実施するということで、避難体制の強化にはつながっていくと思っております。

一方で、例えば、レッドゾーンというのは、確かに津波に強いまちづくりを推進する中で、一つの有効な方法ではあると思っておりますけれども、学校とか病院とかそういう施設に対しまして、床の高さであったり、壁の構造であったり、そういうものに一定の基準が与えられるというか、制限が加えられていくことになりま

す。既存の施設に対して、かなり大きな影響が出るということが想定されますので、オレンジゾーン、レッドゾーンの指定に関しましては、引き続きといいますか、市町の意見を聞きながら検討していくことになると考えております。

○坂本委員 おっしゃることはよく分かっています、当然個人財産とか私権に関わることなので慎重にやらないといけないというのも、以前答弁でいただいたところです。しかしながら、津波災害警戒区域、それから津波災害特別警戒区域をしっかりと設定するというものの目的からすると、南海トラフ地震が想定される中で、その影響を受ける太平洋側の各都府県の中で、宮崎県でオレンジゾーンとレッドゾーンの指定がないとなると、全国のどこで指定するのかという疑問があります。南海トラフの影響を最も受ける県の一つである宮崎県で、緩くて大丈夫なのかという印象を持ったところです。

今後、市町との調整の中でどうしていくかという、継続性があるものと今の御答弁では理解しました。今後新たに建物が建てられることをある程度制限するというのはおかしいですけれども、より災害に対しての意識を高めていくということでは、多少そのような影響があるにしても、そういった意識を持たせていく上でも、制度としてある以上は使ったほうがいいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

○村岡都市計画課長 資料の説明でもありました、イエローゾーンの指定に伴いまして、資料49ページの3の(5)に書いてありますが、宅地建物取引業法に基づく土地の取引等の中で、重要事項説明の対象ということで、新たな建物が建てられる場合には、ここは津波災害警戒区域だという説明が必ずされるということになります。

一方で、おっしゃられるようなレッドゾーン、

オレンジゾーンといった制限を加える規制になりますと、どうしても津波の浸水想定区域の中にたくさんの住家等がございまして、こちらに関しまして生活があったり、なりわいがあったりします。一気に制限をかけるというのも現実問題として難しいところがあると考えておりますので、地元の市町としっかりと協議しながら、今後検討していきたいと考えております。

○坂本委員 これは、宮崎県だけではなくて、ほかの都道府県でも設定されると思います。例えば、他県でここはオレンジゾーン、レッドゾーンに設定されていると。そことしっかり県内の状況を比較して、あまり他県と比べて格差が出ないようにというか、災害に対しての考え方の基準は変わらないと思うので、そこを参考にしながら今後改良して、防災につながるような制度に仕上げていっていただきたいと思います。要望です。

○内田委員長 ほかは、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時35分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、19日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 では、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時35分散会

令和7年6月19日(木曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委 員 長	内 田 理 佐
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	日 高 博 之
委 員	福 田 新 一
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
政策調査課主任主事	岩 倉 有 希

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時15分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、いろいろ議論ありましたが、一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第11号及び議案第12号につきましては、原案のとおり可決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第4号、議案第11号及び議案第12号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてです。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等ありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることいたします。

次に、7月16日水曜日に予定されております、閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時21分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

7月16日水曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月18日金曜日に開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。

この報告については、お手元に配付の委員長報告骨子（案）を基に行いたいと思っておりますが、御確認いただいて、御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

総会における委員長報告につきましては、詳細については、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から全員協議会で総会における委員長報告を協議し、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、10月21日火曜日から10月23日木曜日に予定されております県外調査につきまして、御

意見、御要望等を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時26分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、7月17日の閉会中の委員会で改めて御意見を伺います。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時27分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 内 田 理 佐

